

第百四十五回国会 農林水産委員会 議 録 第二十一号

平成十一年六月三十日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 穂積 良行君

理事 赤城 徳彦君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

今村 雅弘君

金子 一義君

岸本 光造君

小島 敏男君

鈴木 俊一君

滝 実君

中山 成彬君

萩山 教蔵君

水野 賢一君

宮本 一二君

安住 淳君

神田 厚君

堀込 征雄君

漆原 良夫君

井上 喜一君

菅原喜重郎君

藤田 スミ君

前島 秀行君

出席國務大臣

農林水産大臣 中川 昭一君

出席政府委員

農林水産大臣官 高木 賢君

農林水産省經濟 局長 竹中 美晴君

農林水産省構造 改善局長 渡辺 好明君

農林水産省農産 園芸局長 樋口 久俊君

農林水産省畜産 局長 本田 浩次君

農林水産省食品 流通局長 福島啓史郎君

食糧庁長官 堤 英隆君

自治省財政局長 二橋 正弘君

農林水産委員会 外山 文雄君

委員外の出席者 農林水産委員会 専門員

委員の異動

六月三十日

辞任

金田 英行君

木部 佳昭君

熊谷 市雄君

堀込 征雄君

前島 秀行君

同日

辞任

小島 敏男君

谷畑 孝君

水野 賢一君

河村たかし君

北沢 清功君

同日

辞任

滝 実君

補欠選任

木部 佳昭君

本日

の会議に付した案件

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第六九号)

○穂積委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業振興地域の整備に関する法律の

一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。木幡弘道君。

○木幡委員 おはようございます。

この法律の改正案の質問に入ります前に、ここ

二、三日の梅雨前線の大変な雨によりまして、け

さの報道ですと、二府二二県で死亡、不明合わ

せて三十八名、大変な被害が出たようでありまし

て、亡くなられた方々からお悔やみを申し上げ

ますと同時に、被災者の方々に心からお見舞いを

申し上げます。こう思っておるわけでございます。

実は、つい昨年、私どもの県を初め、栃木、福

島、新潟を中心に人命を失う大変な災害があつた

わけでありまして、そのときの物的な損害の中に、

農地関係を含む農業施設等々の被害も大変なもの

がございまして、大臣あるいは総理もお出かけを

いただいたて、その後大変な御尽力をいただいたこ

とに心から感謝を申し上げます。わけでありまし

て、恐らくは今回も大変な被害になつていくので

はなからうかなというふうに心配をしておるわけ

であります。

現段階で農水省がつかんでおるものももしあれ

ば、どのような状態なのか教えていただきたいのと

同時に、さらに一層の御努力をいただきたい、こ

う思うのですが、大臣、つかんでおるものがある

ればお願いしたい。

○中川國務大臣 私からも、まず、亡くなられた

方々に心から御冥福を申し上げ、被災された方々

にお見舞いを申し上げさせていただきます。

後ほど官房長の方から、より最新の話が、補足

があれば答弁させていただきます。現時点で把握で

きていのは主に山の方でございます。昨年の大

変な被害のときも、若干農地の方が後にずれたと

いう記憶が私自身ございますが、現時点で、我が

省関連では、広島を中心として全国各地で、林地

荒廃、治山施設、林道施設への影響は、合計で三

十一億三千万円の被害を把握しております。まだ

雨も続いておるようでございますので、この後災

害が広がらないことを念じております。

農林水産省といたしましては、昨日午後八時付

で、林野庁長官を本部長とする六月末梅雨前線豪

雨災害対策本部というものを設置いたしました。

とりあえず林地で、あと農地とか水産関係とかの

状況もこれからきっちり把握をしていくつもりで

ございますけれども、現時点ではそういう状況で

ございます。

○木幡委員 この種のもの、後手後手にならない

ように、ぜひひとつ特段の御努力をお願い申し

上げたいと思ひます。

法律案に入りますが、これを見ますと、この

改正の中に地方分権という思想がほんのちよつと

見えて、それで改正になったのかなというふう

に見えるわけでありまして、その辺のところを、大

臣、趣旨の説明はついでの前承りでしたが、この

法改正の趣旨説明になかった心意気といひますか

理念といひますものももしございしますれば、まず

冒頭お聞かせをいただきたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 今回の制度改正は、二つ大

きな特徴を持っております。

一つは、新しい基本法案との関連におきまして、

農地の確保、とりわけ優良農地を確保していくと

いうことについて姿勢をきちんとするということ

でございます。国の基本的な考え方をこの際つく

らせていただくということです。

もう一つは、地方分権を推進するという立場か

ら、やはり都道府県、市町村の事務を円滑かつ客

観的に行えるような体制を組むということござ

地方分権推進計画の中で、それぞれでき得る最大限のことをやってきているわけでございます。

次に、国の基本方針とそれからそれぞれの都道府県、市町村の計画との関係であります。

これはもう先生御案内と思うのですけれども、農業生産を持続させていくための一番重要な要素、農地と水と担い手と技術ということになりますけれども、その中でも農地というのは移動ができませんのであります。それから、一度毀損しますとなかなかもとに戻らないという性格を持っておりますので、これは国全体として自給率をどうするか、自給力をどうするかという中で、農地の総量、利用のあり方、そしてその中でとりわけ優良農地をどう確保するか、こういう基本的な哲学はやはり国家として、政府として示すべきものだろうと思うわけでございます。

ところが、実際に各都道府県、市町村ではそれぞれの地域で担い手も違いますし、農業の生産のあり方も違いますので、その地域において、どういうところでどういう農業生産をすべきか、どういう農地を守るべきかということは、それぞれ地方の方々が一番よく知っているわけでございますので、そこで地域の実情に一番即した計画を立てていただくということになります。ですから、法律用語上でいいますと、協議というのは場合によれば調わないということもあるかもしれません。調わない場合にはそうした、もともと自治事務である都道府県や市町村のお考えの方が制度上は優先するわけでございます。

ただ、そのことが国全体としての食料供給に支障を生ずるようなものであれば、そこについてはやはり私は国家全体としての見地から御意見を言わせていただくということでございますが、あくまでもインシアチブは地方公共団体にあるということがこれまでの制度とは違うところでございます。

○木幡委員 今までの長い戦後の農水省の努力、あるいは法律まできっちりと整えているにもかかわらず農地がどんどん減少している、五百万ヘク

タールを割り込んでいくという現状を見ますときに、一方で、つい先ほどの農水委員会が新農業基本法を議論したときに最も焦点になったのが自給率の向上ということなんでありましてね。

自給率の向上のときには、今局長の答弁のとおり、農地というものがきちっと確保できて担い手がきちっといるということが大事で、水がきちっとなきやならないというような話を今なきやいしたが、まさにそのとおりなんでありまして、自給率を幾ら論じて、農地がどんどん荒廃をしていつて農地全体の面積が五百万を割り込んでいくということになれば、新農業基本法でいかに自給率の向上をうたい、五〇%の自給率を目標にするといましても、これは絵にかいたもちになつてしまふわけでありますね。

ということをお考えすると、まず、これは農水省というよりは大臣の政治家としての考え方です。構です。農地がなぜこんなに減っているかと担当大臣として思われますか。

○中川国務大臣 基本法の御審議のときにも総括という中で農地のことをちよつと触れた記憶がございますが、戦後約二百万ヘクタールの農地が失われ、そして一方では百万ヘクタールが造成されて、トータルとして百万ヘクタール減つて現在五百万ちよつとということでありまして。

やはり、生産性の向上とか、その前提としての基盤整備というものがまだまだ行われていない中で農家の経営の厳しさというものは一方ではあつたでありまして、基本法の議論のときには、周りの地価が上がって土地保有的な、資産的な価値があつて、その結果農地の流動化が進まずに規模拡大が進まなかつたというような答弁をいたしましたけれども、一方で、そういう農地等々が、特に経済成長、あるいはつい最近でいけばいわゆるバブルの時代に、これは文字どおりキャピタルゲイン的な大きな収入が見込まれたというところもございました。そういうことで、一方で規模拡大、合理化によつてもつとつといい経営をやつていきましようとい

いう我々を含めた農政の一つの大きな柱と、諸般の経済事情あるいは土地そのものの基盤のおくれ等も一部にあつたわけでございまして、なかなかそういう形にいかずに農地が失われていった部分がかつたあるというふうにお考えしております。

○木幡委員 いろいろな要素がある、今大臣の話のとおり、この質問に答えるというのは至極難解でありまして、いろいろな要素がかつたつていいるということでは当然だと思ふんです。

さばりながら、農地をきちつと守つていくという姿勢を、とりわけ農振法の改正案の審議の委員会でありまして、優良農地の保全ということに主力を置いていかなければならないということから考えますと、新農業基本法の議論のときに基本計画の中に農地面積というものをいれてほしいなというふうに思ひましたが、これを盛り込むことが困難であつた理由というのはどういふことなんでしょうか。それをお聞かせいただければと思います。

○高木政府委員 新しい基本法案の中では、食料自給率の目標を明示するということになつております。食料自給率の目標というのは、消費サイドの問題とあわせて生産サイドで、要すれば、品目ごとに、何をどのくらいつくつていくのかということをはつきりさせるということをお考えしております。

その場合に、品目ごとの、例えば麦なら麦、大豆なら大豆何万トン、そのために必要な作付面積は何かということの基本計画の中で明らかにしていくということですが、何せその一番の大もとが食料自給率の目標ということでございますから、それに必要な手段ということとしての農地面積ということ、条文自体には明示をしておりませんが、基本計画の中では、自給率の目標だけでなく、それに必要な農地面積も記載をするというところをお考えしております。

○木幡委員 とすると、自給率と同時に必要な農地の面積も明示をしたい、こういうことでありますが、食料自給率については当面五〇%ぐらいとい

いうことになつてくるんだろうというふうな大体的理解をしているのが現状であります。しからば、農地面積はどのぐらいを明示するというふうなお考えなんですか。

○高木政府委員 ただいま五〇%というお話がございましたが、まだ、私どもの作業といたしましては、現在、どのように何をつくるのかというこの積み上げの作業中でありまして、数値それ自体はそういう結論には至つておらないという事情にまづございます。

次に、お尋ねの、では仮に五〇%と置いたら出るのはないかという御趣旨かと思ひますが、自給率の目標何%というのは、やはり何をつくつて何%という目標に到達するかという中身なしには論ずることができないと思ひます。そうなりますと、物によつて単収も違います。大豆の単収は御案内のように約百八十キロ、小麦ですと三百六十キロ、こういうことでございまして、また、麦は裏作も可能だということにもなります。

したが、いまして、何をどれだけつくるかということが出ませんと、農地面積が自動的に出る、こういうことにはならないわけでございまして、何をどうつくるかという作業とあわせて、それに必要な作付面積あるいは耕地利用率も勘案した農地面積、こういうものの作業を進めたいというふうにお考えしております。

○木幡委員 この十一月の末から次期WTOの事前交渉がスタートであるというふうにお聞きしております。今の話を承ると、それを見据えた形でいつごろ国民に対して明示ができるようなタイムスケジュールをお考えになつておられるのか、お聞かせいただきたい。

○高木政府委員 基本計画につきましては、これまでも当委員会である申し述べてまいりましたが、遅くとも今年度中をめどに策定したいというふうにお考えしております。

○木幡委員 本年度中というところと来年の三月末というところですね。すると、十一月の末のWTO次期交渉の事前交渉にはそういうものを全く頭の中に

入れないで交渉に臨むということになるんではないか。

○中川國務大臣 十一月の交渉というのは、実質、WTO次期交渉に向かつてのスタートを切ったと言つてもいいことだろうと思いますが、来年から次期交渉をやりましょうという中で、極めて大事な前段階の会議だろうと思つております。

その場ではやはり、我が国の主張というものを提案という形で既にお示しをしておりますけれども、我が国の主張がどういふものであるかということ、例えばよく私どもが聞かれるのは関税率をどのぐらいにするのかとか、そういうような具体的な数字も含めまして、まだまだ国内的な作業も含めましてでき上がっていない段階であるし、また、その場で交渉の一つの材料として出すべき会議ではないというふうに考えておりますので、十一月の事前交渉で自給率も含めた具体的な細かい数字を交渉の一つの材料として出すということは、直接的には交渉には影響を与えないのではないかとこのように考えております。

○木幡委員 大臣も官房長も、聞いている趣旨を理解いただけなかったので残念ですが、要するに、十一月末のシアトルでの交渉で今私が申し上げたようなことを表に出して交渉するなどということには到底私も思っておりません。そうではなくして、前回のURの交渉のときに何が一番問題であったかということなんです。

結果とかいろいろなこと、瑣末なこと、感情的なことを抜きにして、要するに農業交渉に対して全国民が合意形成をして、国の食料安保障たる、主食を守るために頑張るんだ、そういうものがない、いわゆる国論が二分された、三分されたという苦い、悲しい経験があるのです。ですから、そういう意味で、次期交渉では、一億二千万国民がこぞつて同じ気持ちでもつて交渉に臨んでいただくという形にしていかなければならない。

それはなぜかといえば、大臣初め農水省の方々が新農業基本法のおしやつていたでしよ

う、次期WTO交渉のときに国民合意に基づいて交渉に臨まなければならない。とすれば、これをどうしても早目に通して国民の合意形成を図ろうということでも我々も協力をして可決をした。というのを考えたならば、その肝心の基本計画は、諸般の事情があつて、今話したとおり、それはもうここで議論をする必要はないですよ。

食料自給率の算定については、当然、今官房長が話したとおり、大変難しいことではあつても、国民に早く明示をして、当面の目標をこうしよう、こういうことでもつて、次期交渉できつちりとあの強硬なアメリカやケアンズ・グループに理解を求めていこうということのために、なるべく早く早目に基本計画を合意形成し、国民のコンセンサスを得るということが大事だ。

そういう意味でお聞きしたわけです。そういう意味では、十一月三十日以前にそういうものが全くない、どういうふうな交渉の中身にするかということ、十一月三十日から行くのはあらあらのことを決めるというのにはよく承知しています。そうではなくして、今申し上げたようなことに關してどう理解をしていただいているのか、なるべく早くそういうことを明示するというのがないのかどうかということをお聞きしているのですが、再度、答えがあれば。

○中川國務大臣 若干先生の御質問の御趣旨と違ふような答弁をしたと思ひます。

まさしく先生御指摘のように、国民的なコンセンサスのもとで、そして我が国と同じ立場の考えを持つ国々とも連携をしながら、提案の中の三つの柱、多面的機能、食料安全保障、あるいは輸出と輸入国とのバランス、さらには発展途上国の問題等々、これは国際的に通用する理屈だと実は我々は考えておるわけでありまして、そういう原則の中で、我が国の食料自給率あるいは食料生産状況というものを考えますと大変低いんだということとは各国にも強く訴えていくことでござい

す。これは、定性的に我々としては大きな一つの論

拠として言つていくことはもうはっきりと申し上げたいと思ひます。では、定量的にどのぐらいになるのかということになりますと、基本法を参議院で今御審議いただいております。そして、基本計画づくりに入つてまいります。そのときに、先ほど官房長が答弁しましたように、品目別に、しかもつくるだけではないで、消費者の受け入れというものも、相手方のあることでございまして、受け入れ可能な、そして実現可能な自給率というもの、できるだけ高く設定したいという気持ちはございまして、その作業そのものが大変に複雑な試算といひましようか、目標値の設定になるわけでございます。

そういう意味で、今年度中、遅くとも来年三月までにとつてございしますが、我が国が交渉に臨む一つのスタンスとしては、三つの提案の具体的な主張の原因として、我が国の食料の状況というのは極めて厳しいものである、その厳しいものの原因の一つとしていろいろな状況があるのですよというのを申し上げながら、食料安全保障、あるいは輸出入の協定上の権利義務のアンバランス等について、何としても我が国の主張を実現させていかなければならないということで、先生御趣旨の前提に立つて、ただし十一月三十日まで具体的な数字が挙げられるかどうかということになりますと、実務の問題としてなかなか作業は大変なことになるのではないかとこのことでござい

ます。おしやつていことは十分踏まえた上で交渉に臨むつもりでございますが、具体的な数字については、十一月三十日までに出せと言われどもなかなか実務的に難しいということも御理解をいただきたいと思います。

○木幡委員 出せとは言つていません。過去の苦い経験から、学習効果を出して、なるべく早くそれをまとめて国民に提示をしていただきたい、このように申し上げたのであります。

農地が欠落しています。官房長にお尋ねします

が、基本計画のときの数字を算定するときに、初めに自給率を、例えば五〇なら五〇、という数

字になるかわかりませんよ、今官房長が言つたとおり、例えば五〇%というものを示して、それを逆算した形でそれに当面必要な農地面積はこれこれということを出すのか、それと全く別に、農地面積は当面これだけということの目標だということとで出すのか、その辺の考え方があれば。

○高木政府委員 お尋ねの農地面積と自給率の関係でございますが、自給率の目標は、主な品目別といひますか、米とか麦とか大豆とか、そういうものについてどれだけつくるか、消費の需要をどう見込んでどれだけつくるかということ、各品目別にまず出すというのが作業の順番でございます。

そのときにどれだけつくるかということになりますと、そのときの作付面積、そしてまた表裏の関係もございまして、耕地利用率を勘案した必要な農地面積というのが各品目別に出てくるわけでございます。全体の米、麦、大豆、その他いろいろ、果樹、野菜等々ございしますが、それを全部積み上げた結果として出てくる、こういうことであつて、何か自給率の目標が先にあつて、それから演繹的に面積が出てくるというのではなくて、まさにそれぞれの作物の目標、この積み上げの過程の中で農地面積も出てくるということでございます。

○木幡委員 おもしろいんですね、今のは。結局、最初に自給率ありきでしょう。自給率と農地面積は関連ないというふうに言つていましたが、各作物別の目標を設定して、それに必要な農地面積を積み上げてきて総計を目標面積にするんだということは、自給率を最初に決めなければ農地面積が決められないということ、同じ答弁の間に全く違うことを話しているというふうには受けとめました。ともあれ、自給率についても、農地の目標面積についてもなるべく早目に提示をしていただきたい、こう思ひます。

実は、農地の面積がどんどん減つてい

る。先ほど大臣の答弁がありました、いろいろな理由が

因になつてゐる。就農の意欲が減退するのには、ただ単にお金にならないからというだけの理由ではないのである。当然、経済行為を行う自由主義社会の中にあつて、そうもうからぬものについては余り手を出さないということもあるにはあるでしょうが、事第一次産業従事者の方々の意欲は、ありていの言ひ方、ざつとばらんな言ひ方をすれば、損得抜きにしてやはり農業がおもしろい、簡単に言えば、宮仕えには向かない、自然に親しむことを業とする農業というのはいささか不自然で結構楽しいんだという気持ちで農業にいらしてゐる方も大変多いんですね。そういう方々にとつての勤勞意欲の減退は何かといへば、やはり減反なんですね、現実として。

例えば、構造改善局でもつて精いっぱい努力をいただいて、通年施行でもつて圃場整備事業を行つた、で上がった、立派なものができたといふことになつたら、今度は減反の枠組みの中に入られて、できたばかりの立派な圃場を減反するというのを見ていけば、農家の方々は、もう経済的な理由というよりは、勤勞意欲そのものが減退してしまふ、こういうことなのであります。

そういうことを考えたときに、これは国税を使ひ、農家の負担金をつぎ込み、都道府県、市町村の裏負担までつぎ込んで立派な圃場を整備して減反だといふことを考えますと、減反といふのは大変深刻な問題と思わざるを得ない。とすれば、その減反の主體的責任といふのはどこにあるとお考えですか。この政策実現のための主體的責任者あるいは責任の機関といふのはどこにありますか。

○樋口政府委員 お答え申し上げます。

先生既に御承知のとおり、米につきましては大変な需給ギャップがあるといふことは申し上げるまでもないと思ひますが、この生産調整が行われておりますゆゑは、米の需給と価格の安定を通じて稲作農家の経営の安定を図る、これが一つあると思ひます。

それから、片方、主食であります米を消費者に對して安定的に供給する、こういう目的もあろう

かと思ひます。

これとあわせて、地域の自然的、経済的條件を生かして望ましい地域農業の実現をする、こういう地域的な部分に配慮をしたということもあろうかと思ひます。

また、自給率の低い作物、先ほどからいろいろ御議論がございすけれども、そういう作物もございすので、そういうものについての生産振興も図らないといけません。

こういう、国全体あるいは生産者、消費者それから地域の問題等々ございすますが、このような事情を踏まえまして生産調整が行われるわけでございます。

この生産調整によります米の需給、価格の安定のメリット、これは生産者にあるわけでございますが、片方、米の需給、価格の安定や国内農業生産の振興を行う国、それから先ほどお話を申し上げました望ましい地域農業の実現に取り組み都道府県、市町村、これらの皆さんもそういうことにかかわつていただいていてと私も考へておりまして、こういう関係者が一体となつて生産調整の推進に当たる、そういう基本的考え方を持つておるところでございます。

○木幡委員 全体でかかわるということだとよくわからないうんですが、主體的な責任の機関といふのは農水省でございすか、それとも今と同じ答へで結構ですが、全体でかかわるということではよくわかりませんので、主體的にどこが減反政策の中心になるかといふふうにお考えなのか、もし答へがあればお聞かせをいただきたい。

○樋口政府委員 先ほどの答弁とやや重なる部分があつて恐縮ですが、まず、米の需給、価格安定のメリット、それを最初に享受されます生産者それから生産者団体が主體的にそういう意味では取り組んでいただくといふことは当然でございます。当然、それとあわせて行政機関も一体となりまして、先ほどる御説明を申し上げましたいろいろな目的あるいは効果、それからそういう経済

的な役割といひますか、それをねらいとして一体となつて取り組んでいくということで考へております。

○木幡委員 前段の答弁のとおりだと思ふんですよ。主體的責任といふか、その中心はどこかといへば、生産者なんですよ。そうなるんですね。そうしなきゃならぬんです。

ですから、食糧法がなくなつて、生産調整の主體的責任はどこにあるかといへば、生産者並びにその生産者を取り巻く系統団体なんですよ。ところが、なぜ減反のたびに、農水省から減反を押しつけられた、あるいは末端では農水省經由で県や町から減反を押しつけられたといふふうな議論、事態を見ますと、減反の説明をするときに、もうほとんどの系統農協が出先でもつてかかわつていないんですよ。市町村役場の担当者あるいはその部署にある者が行つて、農業者の団体に対して説明をしていてといふことからすれば、主體的な責任といひますか、減反政策の中心にあるのは、市町村を經由して都道府県であり農水省なんだといふふうにお考えのあたり前なんですね。

この辺のところを覚えていかなければ、この減反の政策の話といふのは、これから先進まないんですよ。その実態についてはどう思ひますか。

○樋口政府委員 ややプライベートな経験を踏まえての話になつて恐縮なんです、実際、現地で転作といひますか生産調整を実施しますときには、農協はもちろんですけれども、普及組織とか市町村、関係者が集まつていろいろな会合あるいは相談の場が持たれるということになつております。恐らく、例えば米の地域に占めるウェイトといひますか、そういう事情で地域により濃淡はあるかと思ひますが、どのくらいその推進について大きな発言をされる方がおられるかによつて、受け取り方によつて、だれがインシアチブをとつていくかといふことはあるかと思ひます。

私どもがこれにかかわつております立場から、あるいは地元で私も県におりまして経験したことから申し上げますと、そういう個別の事情によりましていろいろなケースはあろうかと思ひます。全体としては関係者が集まつて知恵を出して目標を達成しようといふことで推進をしていふと思つております。

○木幡委員 この前の委員会か何かでも同じことを言ひましたから、同じことを言つてゐるなといふふうには言われるかもしれませんが、かつて、日本のミカンが大豊作でもつて暴落をして、小田原とか静岡では捨てる場所がなく、生産者が摘果をして海に投げて小田原の海が真っ黄色になつたといふことがあつたんですよ。その後、柑橘連を中心としたミカンの生産者と生産組合組織が生産調整をして、曲がりなりにも農家の所得も安定をし、均衡のとれた作付面積、生産面積を確保したといふことがあるんですよ。

本来、生産調整といふのはそういうべきなんです。決して農協に對して批判をするわけじゃないんですよ。農協が、農家の生活にかかわること全般について、農協法に基づいて各種事業をするといふことはそれはそれでいいんです。農家の方の共済をやつたり、農家の方々が電化製品を安く入れるために電化製品を売る、それもそのなかに入るのは、農家の方々も服を着る。その服については、洋服を売りに一生懸命歩く、信用事業もやる、厚生事業もやる。それはそれで結構ですが、本来の系統農協組織といひますのは、一番大事なことは、生産者のもつてみずからの農業生産物を、いかにどれだけのものをつくつていい価格で売るかといふ生産と流通についての情報といふものを掌握し、それを系統農協を通じて農家の方々に周知徹底するといふことがなければ、本来の業務が欠落していると言わざるを得ないと私は思ふんですよ。

そういう意味では、全中を中心とした系統農協が、かつて丹羽兵助さんと、自民党の総合農政調査会の会長さんのときに、いわゆる適地適作をしながら、それぞれの作物別にどれだけの生産をするか、それが国にとつていいかといふことの論議をして久しいですね。その極めて重要なところ

を、系統農協が余りにも食糧庁あるいは農水省に頼り過ぎていたというか、そつちでやっていただけたというふうな姿勢が見受けられてならないのであります。とすると、生産調整、いわゆる減反というのは、やはり農水省から押しつけられていくことになる、農家の感覚は。

ですから、そういうことをなしにして、生産者団体がそれぞれの適地適作ということになれば、がらんと前に戻りますが、立派な圃場をつくったところが減反になるなどというのは、ごく機械的に減反をしているからこういふふうになってしまふということだと思ふのです。農協を初めとする系統農協と生産者がかわつて生産調整をすれば、立派な生産性の高い農地を整備したらば、そこを減反の対象に入れるはずもないのです。この地域でもつてこれだけの面積、この地域でこれだけの面積ということで、機械的に行政ルートで行っているために、今話したとおり立派な圃場が減反の対象になつてしまふ。それを見ると、やはり農家は勤労意欲がなくなつてしまふ、こういうことだと思ふのです。

ですから、減反は原則として行政の中でやるなどという時代ではありません。系統農協、生産者の中で、農家の経営を守るために、よりよい対価を得るために、いかにこれだけのものをつくるかということは、系統農協が中心になつてそれぞれの知恵を出すということに変えていかなければならない時期だと思ひますが、大臣どう思われますか。

○中川国務大臣 まず基盤整備をやる、あるいは完了した。そして、いろいろな数字があるのでしょうけれども、減反になるというのは生産者の気持ちとしては大変つらいものがあるであらうことは、私自身、全国を回つていつもその話が出てまいりまして、よく個人的にはわかる話であります。しかし、これだけの米が、千三百万トンとか千四百万トンとかいう潜在能力があつて、それをつくりつ放しにすると、結局は、マクロとして米をつくつた人が大変な損害を受けてしまふというの

も、これも全国の生産者の皆さんは頭ではわかつていただいていると思ふのであります。

一方、先生御指摘のように、適地適産というお話、これまた全国いろいろなところで伺います。本場においしい米、高くても売れる米をつくつていふところを適地適産と呼ぶのか。あるいはまた、価格の評価は低ければ、コスト面で安い米を生産できるところを適地適産というのか。あるいはまた、裏作等で米以外にも、先ほど耕地利用率の話がありましたけれども、そういう農地を適地適産と呼ぶのか。これは地域によつて、我が地域が、我こそは適地適産だというような誇りを持っているというの、私は非常に大事なところだと思つております。これを全体として見ると、強制的に、あなたのところは適地適産じゃないんだとか、あなたのところは適地適産なんだと言ふことは、これは人情面においてもなかなか難しいといふのが過去の生産調整の現実であつたのではないかと思つております。

したがひまして、何で自分のところが三割も四割も減反しなければいけないんだといふことになるわけでありまして、それによつてペナルティーを与えようとかそういうことではなくて、まさにそれにみんなで協力することが、トータルとしての、一番経済的にも、また農業経営的にもいいことなんだといふことを御理解をいただいた上で生産者がそれに取り組んでいただく。

そしてまた、そのためには、事情に詳しい地元単協あるいは市町村、そしてそれをまとめる都道府県、そして最後は国といふものが、さつき一体的といふ話がありました。文字どおり、国の米の需給政策は、ひとえに農林水産省、食糧庁が管理をしておるわけでございますから、どのぐらこの地域でどうするかということについては、生産者あるいは地域が主体的に取り組むといふことを否定はいたしませんけれども、やはりそれと行政とが一体となつてやることによつて、やりたくないでありまして農家が大半だろうと思ふわけでありまして、そういう中で全体的に調

和のとれた米の需給政策をやつていくためには、やはり第一線の皆さん、そして団体、地方行政、国、全体が一体となつてやつていくことが、短期的にも、また中期的にも大事なことはないかといふことであります。

あえてそれが主体なんだということに関しては、生産者はなかなか厳しい気持ちになることは私自身もわかりますけれども、みんなで全体としてこの問題に取り組んでいきましようといふことでやつていふということでございます。

○木幡委員 農業はやはり大変難しいですわな、大臣。

市場原理の導入を促進するといふことが生産性向上につながるという、その基本理念を新農業基本法の中でもうたい、あるいは皆さん方も常平生そうおっしゃつていふ。だけれども、答弁そのものは、市場原理を導入するといふことはなかなか容易でないといふことを違ふ言葉で言つていふにすぎないのです。

ですから、当然これは工業製品と違ひまして、自然が相手です。あるいは大変難しい要素がいつぱい加わつていふことでもあります。それから、快刀乱麻のごとき答弁とか、あるいは快刀乱麻のごとき政策といふものがなかなか出にくいといふのはわかります。しかしながら、事生産調整といふのは、生産者の知恵と経験と努力によつて行われるという大原則がなければ、やはりそれは生産性の向上といふものは望み得なくなる、知恵が出てこなくなるのです。

ですから、主体的にといひましても一体となつてといふ、ではどこが一体でどうなのかといふことは難しいのでありますが、生産調整が大原則として市場の原理に基づいて知恵と経験を生かして汗を流しながら努力するといふことであれば、生産者がもつてみずからその責任において生産調整をする。

しかしながら、その生産調整が、余りにも国政全般に大変大きな影響を与える、あるいは悪影響が出るというときに、大もとの総責任者である大

臣並びに農水省が、それを是正したり、これを指導するといふことは当然あり得る。だけれども、大原則は、生産者がもつてみずから減反政策の中心をなすといふふうにお考えになるということではないですか。再度大臣の答弁をお願いします。

○中川国務大臣 政府は、米、いわゆる国家貿易品目としての内外の国境措置に対して責任を持つと同時に、国内での、例えば平成五年のあの大量の米の米バニック、あるいは過去一度の米の大過剰、現在も大変大きな在庫を抱えておるわけでございます。それに対して適切な需給にするといふことについては責任があるわけでございます。

そういう意味では、トータルとしてこのぐらゐの米がこゝしは必要なんではないかといふようなことについては責任があるわけでございますけれども、個別の需給、都道府県単位あるいは農協、集落単位でどういふふうにするかといふことにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、一番実態のわかつておる地域の調整といひましようか、生産者が主体的に取り組んでいただくことに對して、我々も一体として協力を、いろいろな施策をとつていく。

そして、市場原理というお話がありましたけれども、基本法には市場原理という言葉は出ておりませんけれども、需給事情で価格が決定される。需給が大きく変動した場合には、三十三条二項によりまして、いろいろなそれに対する経営安定措置、米は去年から稲作経営安定対策といふものをとつております。

まさしく自然、生き物、そして生産者の御努力といふものが大きなウェイトを占める米作を初めとする農業生産活動でございますから、できるだけ経営安定のための措置をとつていくことが必要であるといふことで、基本法を中心とする、今の農振法の御審議も含めて、新しい農政、食料政策といふものに取り組んでいかなければならないといふふうにお考えをしております。

○木幡委員 やはり一体。まあ、一体でも、今の

発言から自分なりに解釈をして、今までは一体どこか、先ほど話したとおり、農水省から都道府県経由市町村、市町村の担当部長が農家の代表のところを回って歩くということですから、一体どこか農水省が一〇〇%だったものが、恐らく今の発言で全中を初めとする系統農協も少し思いを強くしていただけるであろうというふうに期待をしてみます。その論議はまたの機会にやります。

系統農協組織は、全国段階で優秀な人員を擁した巨大な組織でもありますし、全国隔々まで単協ありということからすれば、当然、国全体の生産調整の数字をはじき出して、各都道府県の全中の方々と話をし、各都道府県の全中は末端の農家の方々と話をするという全国規模での展開ができるということでは、生産調整に主体的責任を負えば全国レベルでできるということでもありますから、農水省が主体的に責任を持つということはぜひやめていただかなければならない、ここで強く申し上げておきたいと思えます。

ところで、減反の場合に、今生産調整はなぜするかというところは、当然これは過剰とそれから減少で、近いところでは、平成五年の冷害でもって繰り越しが三十万トンを超えて二十六万トンになったときもあつた。その前には大変多いときもあつた。六十万トンの韓国からの緊急輸入でもって国民の主食をつないだこともあつた。と思えば、きょう現在でいえば、三百万トンを超すというふうなこともなつた。あるいは、備蓄の論議のときには、幾らなんだといえ、最初は百万トンをはたかたに守って、百万トン以上はだめだと言っていた。その後、もつともつとすべきじゃないかというところになつたらば、五十万トンはね上がって百五十万トンになつた。百五十万トンプラス・マイナス五十万トンということは、上限二百万トンになつた。

なかなか難しい。それはよくわかります。しかしながら、新農基法の中で、農業の持つ機能というのが多面的機能とそれからもう一つは食料安保ということが入ってきたわけですね。食料安保ということとは、単に食糧庁や農水省ばかりではなくして、この国の安全保障というものの根幹にかかわることであるから、全省を挙げて、国民の合意をもつて農業に理解を示していただかなければならないし、あるいは、ひとえに農業予算だけでこれらの問題を片づけるということではだめですよという意味を込めてこういった新農基法というものができ上がったということを考えますと、食糧庁長官にぜひお尋ねをしますが、備蓄にかかわるお金というものはだれがどう負担するというふうにお考えですか。

○堤政府委員 日本の場合には、現在お米につきましては、国が国家備蓄ということをやっております。これは、米が持つております主食としての消費生活上の地位、それから農業全体に占めます稲作の重要性ということもあつて、やはり国が役割を果たすべきだということもあつて、農業者だけでなく、消費者、国民の方々も含めて今の大きなお考えではないかというふうに思っています。

そういう意味では、私どもとしては、先々のことは別にいたしまして、当面やはり、先ほど先生おっしゃいましたように、国の安全保障にかかわる、また国民の生命にかかわることでございますので、一たん緩急ありました場合におきまして、一定の品質のものを安定的に供給していく責務というものはやはり国の責任だというふうに考えております。そういう意味では、その負担につきましても国が負担すべきもの、こういうふうな理解をいたしておきます。

○木幡委員 戦略物資という言葉がよく使われます。国家安全保障にかかわる物資、その戦略物資の双璧をなすのが、一つはエネルギーであり、一つは食料だというふうな私自身は考えています。そういうことを考えますと、かつて昭和四十八年に相次いで石油ショックと小麦ショックというのがありました。あのときに国民は、ああこれは大ごとなんだ、石油というものが枯渇すれば国民生活がトイレットペーパーに至るまで大変なことになるんだというふうな認識をさせられました。

あるいは、小麦ショックでもって、アメリカがあれほど豊作だったにもかかわらず、ミシシッピ川を初めとするありとあらゆる倉庫に小麦を満載して、なおかつ小麦は一粒たりとも輸出はできないというふうな世界にサインを送り、シカゴの穀物相場が一気にはね上がった、高騰した途端にアメリカが自国の小麦を放出した。まさに経済の戦略物資であり、国防にかかわる、安全保障にかかわる戦略物資として有効に使ったということ、昭和四十八年に私も痛いほど経験をさせられました。

そういう経験に基づいて、石油は国家備蓄と民間備蓄を両方でもって責任を持つというところになつた。もちろん国家備蓄もありますが、民間で備蓄をしている。民間の備蓄は、当然、原油にかかわる精製業者を初めとする石油業界で応分の負担をして、その一部を、国家備蓄の一部を民間が負担する。まさにこういう仕組みでもって、その後、ありがたことに、石油がどのような状態になろうが安心をしていられるということなのであります。

とすると、食料について民間の方々も応分の負担をいただくということの方法が食糧庁あるいは農水省としては頭の中にあるのか、あるいは今後そういうことも検討の余地があるなどというふうにお考えなのか、その点について考えがあればお聞かせをいただきたい。

○堤政府委員 今先生おっしゃいましたように、エネルギー、特に石油とそれから食料というものが国の生命あるいは国民の生命にかかわる重要な戦略物資だということだろうと思えます。

そういうことを考えました場合に、今先生は石油の場合を例に出しておっしゃいましたけれども、もともと石油については精製業者等々の民間備蓄からスタートしたというふうな理解をいたしております。民間備蓄だけでは不十分だということの中で、国家備蓄というものがその後始まりました。それは、やはり石油ショック等を経験したということだと思えます。

現在の状況を見ますと、通産省の審議会等におきまして、むしろ国家備蓄を基本にすべきだというふうな答申が出されております。したがって、平成に入りましてから、国家備蓄を非常に充実させております。現実には今半程度が国家備蓄ということになっておりまして、民間備蓄は従来九十日でございましたけれども、これを徐々に減らしまして七十日というふうにしております。

そういう意味では、石油につきましても、その重要性にかんがみて国家備蓄というものを基本に据えながら対応してきているんじゃないかというふうな私どもは理解をいたしております。

もちろんお米につきましても、現在の食糧法におきましても、自主流通法人ではございますけれども、一部、民間備蓄という規定もございまして、当面そういう形で持たせたこともあるんですけれども、今は非常に過剰になつておるものですから、民間備蓄はございませぬ。

そういう意味で、先ほど申し上げたような考え方から見て国家備蓄というのを基本にしておりまして、特に石油との関係でいえば、もう一つは、精製業者等、非常に大規模な企業が主体でございまして、五十五社程度でございまして、お米については、御案内のように、卸さんだけで見ても三百七十社、小売店まで入れますと十二万戸というところになります。そういう中で、全国津々浦々、全世帯にお米を届けていくということについての不安感といいますか、うまくできるかどうか、こういう問題もあらうかと思えます。それから、もともと全量管理であった食糧法を廃止して、百五十万トンの備蓄限度ということになつてきたという経緯もやはり大きいものがあるかと思えます。

そういう中で、私どもとしても、なお先々の課

題といたしまして、民間備蓄というものが検討の対象にならないというのは毛頭考えておりませんけれども、当面は、やはり今のような体制のものが国民的な合意をいたいて、かつ効率的に運用できるのではないかな、こういうふうな理解をいたしております。

（委員長退席、赤城委員長代理着席）

○木幡委員 国家備蓄、要するにこういうことだと思ふんですね。今の石油の話、長官の話のとおりでありまして、民間から始まって、民間備蓄であつた、それまでは、石油というのはどこでも好き勝手、お金さえあれば買えると思つていたから国そのものは国家備蓄というものを全く考えないでいた、四十八年に石油ショックになった、これは大ごとだ、民間だけの備蓄では足りないから国家備蓄もするぞということになつてきた、そういうことなんでありまして。それで、九十日だつたというのを百二十日にしなきゃならないであらうという議論も一時はあつた。

そういうことを考えますと、食料についての備蓄というのは、人によつては、百五十万トンプラス五十万トンで二百万トンを超したらあなた方は大変じゃないか、金がかかつて何だというふうの一部心ない人は、財界人あたりも言う人がいる。私もからすれば、石油の備蓄が九十日、三カ月相当分を備蓄しているということからすれば、食料だつて三カ月ぐらゐの備蓄をしなればならないということになれば、粗っぽい計算で、一千万トンの中の三百万トンというのは当然備蓄しなきゃならないということ、三百万トンぐらゐの備蓄でもつて決してうるたえる必要はない。食糧庁長官、心からエールを送ります、多くて困つたなんということは絶対言いませんから。

要は食料安保でありますから、食料安保ということからすれば、再度お聞きしますが、備蓄にかかわるお金を新農基法でうたい上げたのは、全省庁にかかわるといふ心意気がなければ後ろ向きになるんです。基盤整備事業も一緒です、後でウルグアイ・ラウンドの話しますが、これは、多面

的機能、国土保全というその他もろもろの多面的機能ということになれば、農水省だけの予算だなどということではないですと、いふ心意気を持たなければあの新農基法ができた意味がない。食料安保ということからすれば、食糧庁だけの予算でもつてこれを負担するんだなどということであれば、食料安保などというふうな、あの声高に、大上段に振りかざしたことがこつけないと思えてくるんですから、これがこつけないでいいということ、全省庁がこれについて応分の責任と負担をして、国民合意でもつてやっていくという新農基法の基本理念から外れるということになるんです。

それで、再度お尋ねしますが、まず一つは、時間もどんどん迫つてきていますので食糧庁長官に一括してお尋ねをいたしたいんですが、これから先も今の備蓄方式でいいのかどうか。それはなぜかという、ちよつと耳が痛いでありまして、食糧法という法律があつた時代にもかかわらずあの米がショートしてしまつたということもある、にもかかわらず多くなつたこともある、という過去の苦い経験を思い出せば、ましてや、状況が変わつて、食糧法がなくなつた今日、今の食の米の不安を与えることがないかどうか、あるいは備蓄の方式についても、回転備蓄というものでなくして、いろいろな方法を考えながら備蓄というものをやっていくという考え方がありやなしや、その辺についてお聞かせをいただきたい。

○堤政府委員 現在、食糧庁が米を所管して、回転備蓄という形で対応いたしております。

備蓄につきましましては、御案内のように棚上げ備蓄という方法もあるんですけれども、さまざまな利害得失、当時、国会等も含めまして国民的な御議論があつて、回転備蓄という形でしていくことが、国民の食味との関係、それから財政負担、財政負担といつても、結局は備蓄に要するお米は国民の負担の関係になるわけでございますから、そういう意味での国民の負担等を考えまして、現在

の方法が、いろいろ問題がないわけじゃございませんけれども、いいのではないかと、いふことで、現在のようないふ形で、かつ規模につきましても、今おつしやられたように百五十万トンプラス・マイナス五十万トンという形で対応いたしております。

そういう意味では、私どもとしては、当面百五十万トンの備蓄を国家として持つという方法で対応していくことが国民に対して安心感という意味におきましても、安当な方法ではないかというふうに考えておりました、当面こんな形で運営をしていった方がいいのではないかと、いふふうに思つております。

○木幡委員 この備蓄の場合に、食糧法の時代といふのは、例えば、各農協の倉庫に政府米を保管していただいて倉敷料を農協が国からいただくという、農協の経営安定に少なからざる貢献をした時代もありました。時代が変わりました、この倉敷料そのものがほとんど入らなくなつてしまつて、農協の経営も大変になつてきている。まあそれが主たる原因じゃないですよ、ほんのわずかでありまして、そこで、カントリーエレベーターができたんですね。そのカントリーエレベーターの活用というものは今どういふふうになつて

いるのか。それと同時に、従来から話しているんですが、もみ貯蔵というものを今から五、六年ほど前に、わずか一千五百万だつたと記憶しておりますが、初めてもみ貯蔵の調査についての予算化をしたことがあつた。だけれども、どうもその後、見てみますと、もう食糧庁の頭の中にはまるでもみ貯蔵というものは頭にないように見受けられるんです。時々言われればしるやうがないからちよつとやるかというぐらゐでありまして、あくまで玄米貯蔵。

もみ貯蔵といふのは、二千有余年の稲作の歴史を持つこの瑞穂の国の我が国においては、地方においては郷倉あるいは郷倉といつて、いわゆるもみを貯蔵して、一朝有事、天変地異のときに

備えて校倉式の倉をつくつて、それぞれの保有米を持ち寄つてもみでもつて保管をしてつたといふことが、私どもの国の食料危機から、天保、天明とかそういう大飢饉のときはいざ知らず、そのほかのところの微小の冷災害のときには日本の国民が飢え死にしないで済んだというまさに長年の知恵なんですね。やはり先人の知恵というものは、現代版としても当然それを参考にしながら備蓄といふものを考えていく。

すなわち、備蓄の第一義的なものは、食料の供給について不安ならしめることがないようにいふことが大前提ではありましようが、もう一つは、できることならば食味のよいものを保管していただきたいといふのも現実論としてあるわけでありまして。理想は、もみの低温貯蔵というものもある程度考慮に入れる、あるいはそういう考え方がないのかどうなのかということになるとどうもいづれも同じ答弁で、もみは残念ながらあつた、保管の経費が高くなります、ましてや低温貯蔵しなければ、夏を越せば食味もさほど保証できません、ゆえに今の玄米貯蔵の方がより経済的にも有利であるし、これがベストであらうと思ひますといふふうな、いつも同じ答えが返つてくるのでありまして、また同じ答えかどうかを聞いてみたいと思ひますので、もみ貯蔵についてどんなふうな考え方をもちながら、食糧庁長官の考えをお聞かせいただきたい。

○堤政府委員 私が用意しましたお答えを先生みずからお話しになつたわけでございますけれども、実は、私どもも決してかたくなに玄米の低温の方がいいということだと思つてゐるわけではございませんで、そういう意味では、もみの低温保管等についてもかなり調査等はいたしております。

そういうデータをいろいろ見ますと、現在、例えば平成六年から平成十年度までカントリーエレベーターにおきましてももみの低温保管に関する調査を実施しているのですけれども、結局のところ、玄米の低温保管と比べまして、食味について明確な差は出てこないといふことなのですね。かつ、

先生がおっしゃったような、かさばってしまうという事で保管料が二割程度高くなるということだと思ひます。仮にもみを貯蔵するとして、これは多分低温でなしに常温でやるということによって、かさばるということにつきましても保管料の経費削減とか、もみ貯蔵することにより、品質の劣化を防ぐというよさもあると思うのですけれども、これも、夏を越えなければならぬとして品質の保持も、よさも認められるわけですから、どうしても日本の蒸し暑い夏を越えさせた場合には品質が大変急激に低下するというのもこれまた調査でわかっております。

例えば発芽率で、平成七年二月で、常温でもみでありました場合には九七％の発芽率でございましたけれども、その年の十月に調べますと七四％にまで低下する。もう一つ越えまして、八年の七月になりましたともう五四％にまでなってしまうという事で、これはやはり食味に大きく響きますので、国民の皆様方から、貯蔵したものといえどもやはりいい品質のものを食べたいという国民の御要望におこたえできないのではないかと、そういうこともいろいろございまして、今のところは低温の玄米貯蔵ということをやっておりますが、なおこれから、決してかたくなに一つの方法にこだわるわけじゃございませんで、さまざまな御指摘をいただきながら、幅広い意味での検討、研究はさせていただきたいというふうに考えております。

○木幡委員 カントリーエレベーターの答弁が抜けてましたが、時間ありませんから結構です。実は、農協の問題ですが、農協の組織団体についてちょっとこの際お尋ねしたいのです。先ほどの日米二十一世紀委員会、宮澤大蔵大臣が名誉委員長、堺屋経企庁長官が委員長、の提言の中に「農協への政府支援の廃止・独禁法適用除外の解除。農協への資本参入の自由化。」という項目がびしっと入っているのです。これはもう大変ですよ。こう宮澤さんと堺屋さんはおっしゃっています。それで提言をしています。

この提言の論議はさておき、農協そのものについて、やはり改革はきちっとやっていたいかなければならないということで、当然二段階制が決まられてそれが進められているということでありまして、現状はタイムスケジュールどおりになっていきますか。

○竹中(美)政府委員 農協の組織整備の関係のお尋ねでございますが、農業、農村をめぐる環境が変わってまいります中で、農協としまして、事業機能の一層の強化と経営の効率化、合理化を図っていくというのを目的にいたしまして、二〇〇〇年度を目途に、末端農協では約五百三十を目標として広域合併を進めておりますし、また、縦系列では、お話がございました組織二段にも取り組んでいくところでございます。

その実施状況でございますが、農協合併につきましては、ことし四月一日現在で目標の約六二％の達成状況というようになっております。

また、組織二段につきましては、これは事業別に状況が異なりますが、まず経済事業では、昨年の十月に三つの経済連が全農と統合いたしましたほか、十二年四月にはさらに三つの経済連が統合を予定しております。十二年度末までは三十の経済連が統合等により組織二段を完成させる方向で取り組みが進められているという状況でございます。

また、信用事業でございますが、二十七の信連で農林中金との統合方針を決定いたしました。既に十以上の信連が統合に向けて農林中金との間で組織整備の検討会を設け、個別の協議に入っているという状況でございます。

また、共済事業でございますが、これは来年の四月に四十七共済連が一斉に全共連と統合することを決定いたしました。現在合併委員会を開催しているところでございます。

こういうふうな、事業ごとに若干の相違はございますが、それぞれ着実に進展してきているのではありませんかというふうに考えております。(赤城委員長代理退席、委員長着席)

○木幡委員 ぜひどんどん進めていただかなければならない、こう思ひますね。それは何かといいますれば、先ほどの転作、減反政策の話のときに申し上げたとおり、系統農協の本来の主たる業務というものは、私の目から見れば農水省におんぶにだっこであって、その他の業務に奔走をいたした嫌いが見受けられないとは言えない。余り強烈なことを言うときつくおしかりを受けますから、遠回しな言い方になりますが、そんな感じだ。

特に、その中で、宮城県関係者の方もいる中でありますが、例えば宮城県信連の例の不良債権の問題、これは別に宮城県信連ばかりではなくして、全国津々浦々あちこちの信用事業で大きな状況になっていく。あるいは信用事業ばかりではなくして、経済事業そのものの中にも、未収金として計上されてはいるがなかなか回収困難な未収金というものが販売事業、購買事業の中にもある。こういうことを考えれば、総合商社的な機能をどんどん、高度経済成長期の中において余りにも過熱し過ぎたという反省がなければならぬ。本来の、生産にかかわる、営農にかかわる農家の目線に合わせたい形の本来的仕事というものを、ややもするとうもれ落としがちになりそうになったのかもしれないなというふうな感じがする。回りくどい言い方をしています、先ほどと同じ理由であります。

そういうことを考えますと、くどいようですが、これは先ほどの二十一世紀委員会の提言の中に独禁法適用除外の解除。すなわちこれは、生協でいいますならば、生協もそうですが、農協法という特別法によって員外利用の制限があるために独禁法その他の適用を除外しているという、これは昭和二十三年発足のときの我が国の経済状況、戦後の荒廃した中で、とりわけ地方の農業を取り巻く、あるいは農家を取り巻く経済事情の劣悪さから、万人が一人のために、一人は万人のためにということで農協法がつくられ、そして今日に至ったというのを考えますと、この員外利用の制限というものをきちんと守っていれば果たして——この信用事業の不良債権その他、いわゆる貸し付けや

資金運用や資産運用について、不動産関係者を初めとする多くの員外の方々によってこの種の不良債権が惹起されたのではなからうか、なからうかではなくして、そうなんでありまして。

ということをお考えですと、この宮城県信連のような信連がそのほかにあるのかと聞けば、ございませんと答えるでしょうし、どうお答えになるのか、まずお聞きしてみたいと思ひます。

○竹中(美)政府委員 各県信連の状況でございますが、各信連の十年度の決算につきましては、決算総会が終了した信連からそれぞれ順次報告を受けることになっておりますが、現在、すべての報告がそろっているわけではございません。

各信連におきましては、特に今年度は、全中等の指導もございまして、厳正な自己査定によって思い切った有価証券の含み損等の処理を行うべきであるという指導もございまして、十年度決算の経常利益が赤字になる信連が若干あるふうには聞いておりますが、宮城県信連のような大幅な繰越欠損を出すような信連はないものと考えております。

○木幡委員 ほんのちよつと前の答弁とは変わってきていますが、ともあれ大変な数ですよ。公的な場ではなかなか責任ある局長さんの答弁は、いっぱいあるとも言えないでしょうし、全然ないとも言えない、なかなか難しい答弁だったと思ひますが、そう少なからざる県信連が同じような状態になっている。それで、末端の単協においても、これは大変な状況になっているのですよ。そういうことを考えると、これから先、先ほど言いました員外利用の制限というものをどうなさるのか。農協法の改正ということまで含めて考えることがあるのかないのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

と申し上げましたのは、生協はどういう形になっているかといえ、生協は時代に合った形で、いかに特別法で守られているとはいっても、そういう生易しい状況ではないということ、大変な省力化、あるいはリストラ、経営の合理化というも

のを行つてゐるのであります。それに比べて、系統農協は、何か困つたときにはまた三者協議をすればいい、三者協議というのが事農政に關してはことしのはやり文句になりそうであるが、この三者協議をすればいいのだということなのかどうなのかはわかりませんが、どうもやはり、経営努力をする、あるいは自己改革をきちつとすること、農協のための農協になつてしまふ、こう思ふざるを得ないのであります。その辺のところ、再度農協の改革のことについて、今のことを含めて考え方があれば、大臣が答えるのか局長が答えるのかわかりませんが、お答えをいただきたい、こう思ふいます。

○竹中(美)政府委員 員外利用の關係のお尋ねでございますが、信連で見ても、員外利用につきましては、農協法の規定によりまして、原則として員内貸出額の五分の一という制限を課してゐるところでございます。そういう中で、地場産業等の資金ニーズに対応して、資金運用の状況なり地区内における農業事情等を勘案いたしまして、資金の安定的、効率的な運用を確保できるように、行政庁が指定した信連につきましては、貯金量の百分の十五までという形式で員外貸出しをできるということにしておるわけでございます。

信連で、平成九年度で員外貸出しの状況を見てみますと、総貸出額六兆七千億円のうち、員外貸出しは三兆二千億というふうな状況でございますが、受け入れてある貯金が大変大きいわけでございます。まして、貯金等に占める割合は六割というふうな状況になっております。

信連の員外貸出しにつきましては、これまでにも担保の徵求等の債権の保全に努めまして、不良債権化しているものにつきましては、厳正な自己査定に基づいて適正に償却、引き当てを行うように指導してゐるところでございます。お話にございました宮城県信連の話も、根っこところはいろいろバブル時期の有価証券の運用の失敗でござ

いまして、総じて員外貸出しによつて経営がおかしくなつてゐるというふうな状況はないものと考えております。

○木幡委員 結局、員外貸出し、員外利用の問題がなければこの種の大口の不良債権というのは出てこないわけですから、最後の発言ぐらいいきちつと言われれば、またかみつかざるを得なくなる。そうではなく、ぜひ、実態は残念ながらそんなだという認識はして、今後きちつと不良債権の解決について取り組んでいただきたい。員外貸し付けによる不良債権の発生による経営の破綻ということを考えられないなんという、こんなことを言つていたのでは、これはもう何ともならぬ話ですから、そういうことにしてください。

それで、実は農林中金の資金運用ですが、各農協から集まつたお金を、かつて金利が高い時代ならいざ知らず、公定歩合が世界最低の金利の状態、ましてやコールレートはほぼゼロに等しい、こういう低金利の時代を迎えて、各金融機関押しなべて同じであります。資金運用に大変苦勞をなさつてゐる。農林中金といふのもその例外ではないのであります。それで、大変な状況であります。その中で恐らくや、こういう苦しい状況になれば、持つてゐるものを売つていきたいというふうな思ふのがあたり前なんです。とりわけ外債というものがあればお金にかえたいと思ふのは、経営者の方々はだれでも一緒であります。

余談になりますが、歴代総理で、アメリカに行つて講演した中で即座にニューヨークの株式市場が反応したのが、橋本龍太郎前総理がアメリカのある大学で何かで講演をしたときに、こういう厳しい我が国の経済状況だと、持つてゐる財務省発行の米國債を売りたいなという誘惑に駆られることが時々あるという発言をした途端に、アメリカのニューヨークの株が暴落をした。これを見ますと、いかに私どもの国でいわれるトレジャリーボンドと言われる財務省発行の米國債を保有しているかということが、漠然とがらわかる。農林中金も、この委員会でも今から一、二年前だつ

たと思ひますが、どのぐらいのTBを持つていますかという質問をいたしましたら、当時三兆か四兆という答えがうる覚えであります。出て、公式な答弁として返つてきました。再度お尋ねします。現在農林中金が抱えてゐる、あるいは系統農協が抱えてゐると言つても構いませんが、トレジャリーボンドはどのぐらい保有をしておりますか。識をなさつておりますか。把握をしておりますか。

○竹中(美)政府委員 農林中金の外国証券の保有の問題でございますが、十一年三月末現在で、外国証券全体、これはトレジャリーボンドも含めた全体でございますが、四兆四千億程度と承知いたしております。先ほどの先生のお話も、全体の話であらうかと思ひます。

その内訳としてのトレジャリーボンドなどの個別具体的な債券の保有高につきましては、これは民間金融機関の個別の取引にかかわることでございますので、承知もいたしてございせんし、コメントする立場にもないということを御理解いただきたいと思ひます。

○木幡委員 これは、三百六十円のとときのトレジャリーボンド、二百四、五十円のとときのもの、八百八十円のもの、いろいろ織りまぜて全部でこの金額。この金額も、当時の購入なのか、当時の為替レートなのか、今の為替レートに直したもののなかのどのくらいが、農水省もよく把握ができません。農林中金ですら把握が余りできないのです。これが売れますか。これは売れるとお考へになりますか。

○中川國務大臣 これは一般の金融機関の一つのポートフォリオですから、それを売れる、売れないというのは、個別的にはその金融機関の判断だろうと思ひます。ただ、橋本総理が、国の財政状況を考へて、日本政府が大量に持つてゐるTBをマーケットに売れば大変な混乱になるであらうということで、現にそういう反応になつたわけですから、TBを売つたという形跡がないということこの問題

とは、個別の金融機関の判断ですから、橋本総理の発言と、一般の民間金融機関がどういふポートフォリオで資金運用をしていくかということとは直接關係のない、個別の経営判断であらうというふうな考へております。

○木幡委員 これは大蔵委員会でありませんが、そのうち大蔵委員会へ出向いて話をしますから、大臣の答弁は、大臣の個人的な考へとして受けとめておきます。これは、これ以上言ふとけんかになりますよ。こんなものは売れつけないです。売れつけないから困つてゐるのであつて、個人あるいは企業の判断でもつて売れるなどということになれば、大手都市銀行が持つてゐるTBを全部売ればいい。それは売れないんです、現実の問題、日米の關係で。ということなんです、それはさしておきます。

ともあれ、時間がどんどん迫つてきましたので、農協の問題については、きょうの一連の減反の問題、減反の主體的な責任はどこのかということを含め、あるいは信用事業の不良債権の問題、農協法の員外制限の適用の問題等々を含めてすべて、新農業基本法ができたのでありますから、ぜひそれに見合う形の系統農協の改革をお願いしたい、こうお願いしたいところでございます。

そこで、農業委員会に入る前に、自治省がずっと待機してゐるから自治省の方、次の質問に移る前に答えて帰つていただきたいのですが、地方自治体の公債費負担比率が一五%を超すというものが、昔私ども地方議会に議席を置いておつたときに、一五%を超せばもう赤信号ですよ、二〇%を超せば会社でいへば倒産ですよというふうな教わりました。それで今、一五%を超してゐる自治体は三千有余の中でどのぐらいあるのか、あるいは二〇%を超してゐる自治体はどのぐらいあるのか、これをまずお聞かせいただきたい。

○二橋政府委員 公債費負担比率でございますが、財政運営の一つの指標として私どもは用いておりますが、平成九年度決算におきまして、公債費負担比率が一五%以上の団体数は千八百五十三

団体、全体の三千二百七十九団体の五六・五%に
なっております。そのうち、二〇%以上の団体は
七百一団体でございます、全団体の二一・四%
になっております。

○木幡委員 これは前に何かの会合でお聞きした
ときに千八百四十七だったのが、もう既にほんの
わずかな期間にまた六つふえて千八百五十三に
なった。いわゆる赤信号の自治体が地方自治体の
六割だということですね。それから、二〇%を超
すということは一般の会社なら倒産だというのが
七百一団体。これは、七百一団体が企業ならば、
三千二百七十九のうち七百一団体が本来の経済行
為なら倒産だという危機的状況なんです、地方
の財政は。

地財計画を担当している自治省で、もう一つだ
け答えたらお帰りのいたしたいのですが、これか
らどうしたいと思いませんか。

○二橋政府委員 地方財政は、近年の経済状況を
反映いたしまして、大変厳しい状況でございます。
マクロの地方債の借入金残高も百七十六兆円とい
う数字に達しております、非常に厳しい状況に
ございますし、また、個別の団体で申ししても、
先ほど申しましたような公債費負担比率という指
標で見ましても、半分以上の団体が一五%、いわ
ゆる警戒ラインを超えているという状況でござい
まして、大変厳しい状況でございます。

しかし一方で、景気の状態が回復してまいりま
せん、と、地方税なりあるいは地方交付税の原資に
なります国税の増収が期待できません。そういう
状況の中で、なかなか財政の立て直しが難しいう
ございまして、今当面の最大の課題は、景気を回
復軌道に乗せることだということが、地方を通じ
ての最大の課題でございます、まずそのため
に全力を尽くしているというのが現在の状況でござ
います。

その間、毎年度毎年度、財源不足が出てまいり
ますので、その財源不足に対しましては、毎年度
の地方財政対策を通じまして、地方交付税あるいは
地方債等によりまして財源確保を図って、毎年度

の地方財政運営に支障が出ないように全力を尽く
す、その上でまず景気の回復に全力を尽くして財
政を安定軌道に乗せていくということかと思つて
おります。

○木幡委員 局長、あと一分ぐらい滞在して、後
はお帰りのいたしたいのですが、結局これは景気
だけではなくて、やはり現実には高齢化が進んでい
る。町村によつては高齢化率、六十五歳以上が地
域住民の総人口に占める比率が五〇%を超してい
る町村もいっぱい出ているんですね。だから、半
分が六十五歳以上。当然、福祉にかかわる負担増
というのがありますし、少子高齢化のまさに典型
ということもある。

こういうことの中で、ぜひ聞いてもらつて後は
お帰りのいた、答弁いただかなくて結構なんです
が、地方分権というの、財源論といひますか、
課税権、徴税権に踏み込んでちょうちょうはつし
やるという気構えをぜひ自治省も大蔵省とのやり
とりで持っていたかなければ、景気がよくなれ
ば地方財政も潤うなどというふうな状態ではない
ということを御認識いただいております。いただき
たい、こう思います。ありがとうございます。

構造改善局長、お待たせしました。
それで、今話したとおり、実は地方自治体の六
割が一五%を超すいわゆる赤ランプ。二〇%を超
す公債費負担率が七百一団体、会社でいえば倒産
の団体が七百一団体。この中で、全国、五百万
ヘクタールを割り込んでいる農地を何とか保全し
たい、本日の委員会での法改正案もまさにその一
点であります、そのために、それに伴う農業構
造改善局の仕事というのは、すべて都道府県、市
町村、受益者の負担がある。さつきお帰りになつ
た局長が一月ほど前に局長の談話として、ぶら下
がりの自治省の新聞記者に、もう目いっぱい努力
をしたために、今年度これ以上、ことしの予算以
降、新たな公共事業の予算化をされても、地方で
は裏負担を捻出することが極めて困難だという談
話を出しているんですよ、ぶら下がりの記者に。
新聞に載つた。これはそれとおりなんです。

そうすると、聞く答えはどうかといへば、起
債をしていただくように指導してありますから何と
かできると思うことですが、これは起債の
比率がこういうふうに高くなったんだ。それで、
その市町村のことをよくおもんばかる首長さん
は、後世に、市や町や村がいかに今事業が必要と
はいえ、一般の会社なら倒産になるぐらいの借
金を、さらに借金をして事業を行うというのはい
ささか無理があるということ、受け入れが不可
能になる市町村が出てきているのでありますが、
それをどういうふうになさるおつもりですか。

○渡辺(好)政府委員 今自治省の方から具体的
な数字も聞かせていただきました、大変地方の財政
状況が悪いということをはかてから思つておりま
したけれども、やはり日本の農業の生産性を向上
させて、そこに担い手を定着させる、農地を確保
するためには、どうしてもやはり基盤整備事業を
中心とした農業、農村整備事業、社会資本の整備
をしていかなきゃいけないというふうに思つてお
ります。

そうなりますと、地方財政事情が非常に厳しい
という中でどういう道を選ぶかということになる
わけでありまして、やはり総体として必要
なものに限定をし集金をする、そしてその整備水
準も、その地域が求めるぎりぎりのところという
言い方が適当かどうかかわかりませんが、必要
な限度における整備水準、それから工事自身も
相当にコストダウンを図るというふうなことで対
応せざるを得ないと思っております。

私も、自治省ともお話をいたしまして、地方
の負担についてはガイドラインを設け、事業がで
きる都度、どこがどれだけ負担をしていくかとい
うこともやっております。そういう中で、どうし
ても事業はやりたければ公債比率が非常に高
いというふうなところにつきましては、平成十一
年度の臨時特例措置として、繰り上げ償還である
とか借りかえであるとかまたは特別交付税措置と
いうふうなことにつきまして、自治省にお願
いをいたしまして、措置をしているところでござ
います。

いずれにいたしましても、必要なものはやはり
やらなければならぬわけでありまして、けれども、
それに対する負担なり財政措置のあり方につきま
しては、これから慎重に一つ一つ検証しながら
やっていきたいと思っております。

○木幡委員 確かにおっしゃるとおりでありま
して、必要なものはやらなきゃならない、いかに厳
しくてもやらなきゃならないが、それにかかわる
負担金の軽減措置その他については、コストの削
減やその他でもって努力をしようと、ぜひ努力をし
ていただきたい、こう思います。

その中に、市町村の負担もさることながら、受
益者負担というの、大変高いのであります。卑近
な例であります、私どものところでの一反、三
百坪の農地、田んぼの売買価格は、平均で七十万
であります。高いところで百万から百万、条件
不利地は三十五万です。何と安いところか、こう
お思いでしょうか、現実がそうです。その売買の
価格が平均七十万の一反、三百坪の基盤整備事業
を行ったときの農家の負担金が平均で約二十万円
です。二十万のお金といひますのは、今話したと
おり、売買価格が七十万の資本に二十万の資本投
下ですから、これは比率でいえば大変な負担なの
であります。

そういうことを考えますと、いわゆる正規の
手続を踏んだ形での基盤整備事業、特に面工事の
基盤整備事業は高過ぎるので、農家の方々が自主
的に自分たちでもって基盤整備をした方がその負
担金を払うよりも安くできるのではなからうか、
あるいはできるところがあるという形でもって、
現に実施されているところがもう全国で出てきて
いるのです。

農家の負担金そのものは、かつてのUR対策の、
UR合意関連対策大綱の中にも、当然あの当時論
議があったのは、こういう厳しい状況であれば、
将来、かんがいから暗渠排水に至るまでの水回り
を一貫してコントロールできる二十一世紀に向け
ての汎用水田というものを全国大々的にラウンド

対策費でもって行い、農家の負担金を少なくしていく、少ない事業としてやっていくというところの話があったのであります。

もちろん、その後努力をいただいて、担い手型というのは、従来のものよりもおおむね一〇%ほど農家の負担が軽くなっておりますが、それですらも、今話したとおり、末端の農家では、売買価格七十万の資本に二十万の資本投下をしなれば面工事ができないという現実もあるということからすると、農家の負担、先ほどの市町村の財政負担もさることながら、それも当然。それで、農家の負担も高過ぎるということだとすれば、そこでさわるざるを得ないのが、やはり土地改良区や土地連やその他の組織の中での改革すべきものは改革することがなければならぬ、こう思うのであります。

土地改良区その他についての改革、先ほどは農協の改革をお話ししましたが、今の話を踏まえて、時間がありませんから、土地改良区の問題、農家の負担金の軽減の問題と土地改良区の改革の問題について、意見があればお聞かせをいただきたい。○渡辺(好政府委員 二つ御指摘がございまして。

一つは、農家負担の問題でございまして。今先生おっしゃられましたように、ウルグアイ・ラウンドの農業合意に関連いたしました対策を進めてくる中で、農家の土地改良にかかる負担をできるだけ軽減するというところで、私も随分いろいろ工夫をしております。

担い手育成型圃場整備事業につきましては、今先生から御指摘のあったとおりでございまして、国庫補助率を五〇%とする、それ以外に、農家負担の部分について無利子資金を貸し付ける、それからさらに、農地の利用集積をした場合にはその実績に応じて事業費の最大五%相当の促進費を交付するというふうな対策をとっております。この結果、これらのものを目いっぱい活用しますと、農家の負担が五%になるというふうなケースも出てくるわけでございます。これから先も、いろいろ

るな工夫を重ねてまいりたいと思っております。

それから、二点目の土地改良区の問題でありますけれども、これは、土地改良区の性格が、今までのような農業社会の中の農業のための土地改良区というよりは、混住化社会の中で、地域の資産を管理するというふうに変わってきております。それにしても財政基盤が非常に弱いというふうな状況もございまして。一方で、消費者のアンケートをとりますと、こういった農業用施設に対して、自分たちもいろいろ活動に参画をしたいという希望もございまして。

もうそろそろこういったことを含めまして、今後、土地改良制度について総合的な見直しをすることにしておりますので、その中で、土地改良区の問題についても取り上げてまいりたいと考えております。

○木幡委員 時間がなくなりましたから、次の委員会とのときに、きょうの残りの十五問ほど、また後々やらせていただきます。

最後に一つだけ、二、三分ではあれであります。が、次のときの質問の入り口として最後にやっております。

それは、皆さん方農水省の大先輩であります農業会議所会長の松垣さんが、この前の公述人でお出かけいただいたときに、自民党の増田委員からの質問で、こう話しておるのです。農業団体の頂点に在る人間なので、系統組織の問題について、なかなか言いにくいのであります。なかなか言いにくいというところは、ほとんどこれを再編整備、改革をやっている立場だから言いにくいということの意味なので、解説するまでもなく。

それで、私は農林省にも言っておりますのは、農林省の新政策というものが四、五年前に発表になった、その中で、農業の組織及び団体の整備という項目があった、しかしながら、その項目はあるが、中身は何も書いてない。少なくとも農業団体は時代の進展に対応できるような組織になければならない、皆さん方の先輩はこうおっしゃっ

ている。

新農業基本法のときにも、基本問題調査会の中では、系統の再編強化、再編整備というものがなければだめだという大変な論議があったにもかかわらず、残念ながら画面点晴を欠く新農業基本法、この組織の問題がまさにほんの四、五行しか書いてなくて終わった。ということになれば、やはり事は極めて深刻かな、こう思わざるを得ない。そういう意味で、農業会議所の会長さんで皆さん方の先輩がこう話している。後輩の皆さん方、ぜひ思いをいたしていただきたい、こう思うのであります。

特に農業会議所の問題についても、この次の委員会でもって、入り口としてお話をしましたから、ぜひそのときに備えていただきたいのですが、最後に、大臣にぜひお聞かせをいただきたいのは、今申し上げたとおり、系統組織の再編整備について、いわゆる改革について、基本問題調査会の中であればどの論議があつたにもかかわらず、今回の新農業基本法についてはほんの四、五字しか触れていないことに対してどうお考えになつておられるのか。ぜひ今後の、系統組織の再編整備についての四団体の初めとする組織の再編整備についての大臣の意向をお聞かせいただき、質問を終わりたいと思ひます。

○中川国務大臣 系統団体のあり方につきましては、ここ数年、いろいろと団体御自身も改革の努力をされておるわけでありまして、また、国会、政治レベルでもいろいろと御議論のあるところでございまして。基本問題調査会におきましても農業団体のあり方というものが議論されたというふうな記憶をしております。基本法の条文の中にも、農業団体のあり方だつたんですか、一条が設けられておりますので、あくまでも基本法でございまして、それに基づいて、本法案のような実体法面での基本理念、基本法に書かれた理念を進めていくわけでございますけれども、「国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必

要な施策を講ずるものとする。」これは国としての義務規定というふうにも読めるわけでございまして、この趣旨を実現していくべく、団体自身の努力だけではなく、国としてもこれから一層取り組んでまいらなければならないというふうに認識をしております。

○木幡委員 ありがとうございます。

○穂積委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開議

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。木村太郎君。

○木村太郎委員 大臣初め皆さん、本当に御苦労さまです。午後のトップバッターであります。一時間の時間をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、審議しております農業振興地域の整備に関する法律案、これは、私なりに感じるのは、先般衆議院を通過して今参議院で審議しておりますいわゆる新農業基本法とリンクさせるべきこと、あるいはまた地方分権の一つとしてもとらえさせてもらつております。加えて、昨年農地法の改正もありましたし、その際、私もこの委員会でも質問させていただきましたけれども、まずお聞きしたいのは、今回の改正の趣旨の一つに農用地を良好な状態で確保するところありますけれども、具体的に今回の改正によつてこれまでとどう違うのか、どのような違いがあるかと思ひます。

○中川国務大臣 基本法の御議論をやつていただきましたが、やはり今後の食料、農業政策を推進していく上で、優良農地の確保ということが一番大事な柱の一つでございます。したがって、今回の改正法案におきましては、優良農地等の確保に関する基本的な方向、それから農振地域の指

定基準に関する事項等を内容とする国の基本指針というものを新たに定めることとしたしまして、都道府県の農業振興地域整備基本方針、あるいはまた市町村の農業振興地域整備計画に適切に反映をさせていただくようにいたします。

また、農用地区域の設定、除外の基準を法定化したいたします。これは地方分権との関連もあるわけでございますけれども、制度運営の公正さ、透明性の向上を図り、国民の信頼確保、事務処理の円滑化、迅速化に寄与することによりまして、優良農地の一層の確保を図っていくこととしております。

そのほか、この有効利用を図るために、圃場整備事業の基盤整備事業を実施し、優良農地を確保だけではなくて整備、保全すること、そしてまた担い手の農地の利用集積を推進すること等、いろいろな施策の一層の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○木村(本)委員 この法律もそうですが、やはり土地つまり農用地ということに対して大変意識した法律でありますけれども、今の我が国における農地面積というのは、昭和三十六年の六百九万ヘクタールをピークに減少し、今や四百九十一万ヘクタールだ、また農用地区域内の農地というのが四百五十万ヘクタールという現実の今の姿があるわけですが、ということとは、今までも議論にありました遊休、放棄地がふえているということは大変懸念するところでありまして、良好な状態を確保するところでは、いわゆる優良農地とすることを指すのか、良好な状態で確保するイコール優良農地というふうに見ていいのかどうか、ちょっと確認させていただきたい。また、そうでないところは今後どうなるのかということもお聞かせいただきたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 これまで農振法の運用の中で、特に農用地区域内の農地につきましては、集団的な農用地あるいは土地基盤整備が行われた農地というものを、言ってみれば優良農地という形で線引きしてきたわけでございます。

今回、今先生がおっしゃられましたように、優良農地というふうな農政改革大綱の中でも言っているわけですが、これは農振法上の良好な状態で確保された農用地と概念は基本的には一致をするものというふうな考えでおります。したがって、こうした農地を対象に農用地の整備を図り、また効率的に使われるように経営体を集積をする、そういった作業が必要ではないかというふうに思っております。

では、逆に良好な状態でない農用地とは何を指すのかというのが二番目のお尋ねだと思っておりますけれども、今の良好な農地、優良農地の裏返しとして、集積的ではない、これはコストがかかります。それに、整備をされていなければ機械効率も悪いということですから、基本的にはそういうものを指すわけでありまして、これに加えて、例えば農用地区域内に位置づけをされて、当初は優良な農地とされたところであつても、不耕作の状態が続く、あるいは手入れが不十分だ、そうしていい状態の農地に戻らないというふうなものについては、やはり良好な状態にあるとは言えないので、こうした機能の回復を図るために、今回の農振法の改正の中でも、農用地の保全に関する事項というのを新たに追加をさせていただいていくところでございます。

○木村(本)委員 関連して、さらにお尋ねします。新農業基本法案においても、自給率の向上ということを大変議論した経緯があったわけですが、これも、この基本法案においても、国は基本計画を策定して、それに伴って農用地等の確保に関する基本指針を策定するというふうになっております。良好な状態で確保しようとする農地の面積、今答弁でもそれは優良農地と概念は一致するといってお答えでありましたので、その良好な状態で確保しようとする農地の面積を農林水産省としてどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 午前中の部の答弁でも官房長から申し上げたところでありますけれども、私

ども、食料・農業・農村基本法案を成立させていただきまして、速やかに自給率に関連した作業に着手をしたいと考えております。基本計画の中におきまして、それぞれ品目ごとに、品質、コスト等の生産面における課題を明確にした上で、課題が解決した場合に到達可能な水準を生産努力目標として設定をする考えでございます。

その生産努力目標の設定に当たりましては、当然のことながら、耕地の利用ということも計算の中に含まれて、全体の総量としての農地の面積を計算し、明らかにしたいと思っております。その総量としての必要農地が出たことと関連をいたしまして、ではそのうち農振地域、農用地区域内でどれだけの農地を確保するかという面積を、これは余り時を置かずに出していきたいと思っておりますので、現在農用地区域内には四百三十五万ヘクタールの農地があるわけでございまして、もう一度そうした作業の中で優良農地の面積を近いうちに明らかにしていきたいと考えております。

現況は、まだちょっと作業中でございますので、お許しをいただきたいと存じます。

○木村(本)委員 もちろん作業中というのか検討していることは理解します。まあ理解しますと言いましたけれども、仮に具体的な数字、幾ら必要だというふうな数字が出てきた場合でも、やはりなぜそれがそういう面積になったのかということとを、私たち国民あるいはまた農家の皆さんに理解してもらえる内容というのか、これをきちっと示していただけるような形で具体的な面積を提示いただければ、今最中の作業、検討の中において十二分に配慮していただきたいとお願ひしたいと思っております。

ちょっと視点を変えてお聞きしますけれども、新農業基本法案の質疑の際、私も、担い手確保のために、優良農地を将来にわたって確保していくためには規制と一方では特典を明示すべきだと主張させていただきまして、だとすれば、今回のこの農振法改正というものは規制なのか、特典なのか、

どちらなんでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 規制強化か、それとも特典かということでございますが、そういうふうな割り切り方はちょっとなかなか難しいというのが率直なところでございます。

私は、今回の農振法改正、優良農地の確保に関して、考え方といいますか哲学を明確にし、それを確保していくためのプロセスを、公正でかつ透明性あるやり方でやるというふうなものであるというふうに考えております。同時に、この法律の中にも、優良農地を一定指定したらそのままいいというわけではなくて、おおむね五年ごとに見直すというふうな規定も入れさせていただきまして、不断の見直しをするという体制もとっております。

結果的にこうした哲学を明らかにし、プロセスを明らかにし、そして点検、見直しをするというやり方をいたしますと、農業者の方々にとりまして、また地域住民にとりまして、関係の方々にとりまして、その全体像がきちんと見えるわけでございますので、そういう点で、農用地の利用について安定的かつ安心をもたらし、農用地のほうに思っておりますので、規制が特典かというふうには言われずとかなかなか難しいわけでございますけれども、この種の計画法は、計画なければ開発なしというのが基本問題調査会の答申でもございまして、そういう点で、あらゆることをできるだけ世の中にきちんと知らせていくという点で、安心と安定をもたらし、というふうにお考えいただけたらと存じます。

○木村(本)委員 ぜひその方針で努力をお願いしたいと思っております。

もう少し細かくお尋ねしてまいります。今回の農振法の改正によって、都道府県が基本方針を策定する際に、国との関係がいわゆる中央管理的な承認という形態から協議という仕組みになるようでありまして、この農振制度の一層の実効を高めるためには、やはり地域の自主性あるい

はまた創意工夫というものが十分発揮できるような仕組みにすることが必要だと思います。国との協議という場面で制約を極力少なくすることが実際は今度必要になってくると思いますが、こういう点をどのようにお考えでしょうか。

○中川国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、これは農政上の観点、それから地方分権という一つの大きな政府の方針と、両方の流れの中での今回の法律改正でございます。

備基本方針については、機関委任事務ということで農林大臣の承認を得なければならぬことになつておりました。しかし、機関委任事務が今度廃止されるわけでございまして、これに基づいて今度は自治事務ということになります。今までは通達という形でやつておりましたけれども、この通達も自治事務ということで廃止になるわけでございます。

これによりまして、従来の上下関係の非常に強い承認という形から、農業振興地域整備基本方針にかかわる国の関与につきましては、両者、国と地方自治体とが対等の立場に立つ協議というものへ変更することとしたところでございます。これによりまして、それぞれの都道府県、自治体がその地域の自然的、経済的、社会的、いろいろな条件に応じた農業振興施策がより一層的確に実施できるという趣旨にもかかいますので、その徹底に努めてまいりたいと考えております。

○木村(本)委員　今までは承認ということだったのが協議ということであります。今大臣の答弁にあったとおり、できる限りの確にとらえるということも大事でありますので、地域の自主性、創意工夫が発揮できるように、くどいようであります。地方分権ということの最も基本的なことを大事にしなげら、ぜひ協議の場を有効活用できるように場にしていただきたいと思いますと思ひます。

また、ちよつと話が変わりますけれども、去る六月三日の農業新聞の一面に載っていた記事であ

ります。地元のことで大変恐縮でありますけれども、私の地元青森県行政が意欲的な農業青年を育成、確保するため、県独自で新規就農奨励事業というものをスタートさせるという記事が出ておりました。中身を読んでみますと、継続年数など一定条件を満たせば返済を免除するのを特徴としている。例えば、農地の取得を助けるため、県の農村開発公社というところが農地を価格の五分の一を差し引いて販売する。差し引きの限度は十アール当たり十五万円が上限であり、四十八歳以下の県の認定農業者で、その農地を五年以上耕作することが条件として挙げられているようであります。

眞單獨でこういった施策も実施しているというのが農業新聞にちよつと出ていたのですけれども、この農振法改正によりまして農地の確保を一層重視しようとするならば、確保された後のその農地を有効活用されるべき視点ということもやはり大事だと思います。だとすれば、先ほど規制と特典という話をしましたが、これまで以上に土地を確保した後の有効活用するための特典なる施策が求められてくると思うのですが、その点はどのように考えておられるでしょうか。

○渡辺好一 政府委員 私もこの新聞記事を拝見いたしました。今先生から御説明があったわけでございますけれども、言ってみると、農地価格のうち五分の一相当額を助成するということと結果としては同じだろうと思うのです。率直に申し上げて、青森県も随分思い切ったことをやられたなという印象を受けております。

ただ、この種の手法というのは、国と県あるいは地域によってやはりやり方に制約があることがあったり、あるいは地域の実情を踏まえてやったりということでございますので、手法の差異かなというふうに思っております。ポイントは、新規就農者等で農地を取得される方々に、総体として農地取得にかかる負担を減らすことだろうというふうに私は思います。

国の方の手法は、御案内のとおり、保有合理化

事業の中で中間保有をした農地を次の農業者に取得させる、その間は無利子の資金でつなぐ、リースをするというふうな手法でございます。これは言ってみれば、一気にその所有権を移すわけではなくて、緩やかに中間保有をし、その間、利子助成をしながら次の方々につないでいこうということなんだろうと思います。

国により、それから地方公共団体により、やり方に差はございます。国では個人に対する補助と、いうのはなかなか難しいわけでございます。融資で対応するということも多いわけでございますけれども、今先生から御紹介がありましたように、一たん確保された農用地をより有効に利用するという点で、こういった新規就農者の方々にこれから先なお農用地の利用を集積し、うまくそれが営農につながるような努力をいたしたいと考えております。

○木村(太)委員　きのう、昨今の不景氣のあおり、リストラによつてサラリーマンをやめて初めて就農するというか、そういう人がふえてきているというニュースをちよつと耳にしましたけれども、そのことと自体がいろいろ悪いは社會背景として判断は分かれるところだろうと思います。しかし、農業という分野から見た場合に、その動きもまた一つの農業者確保、農業の振興ということを考えれば、やはり一つの受け入れ、またチャンスというふうにとらえるべきだと私はきのうのニュースを目にして感じたわけであります。

だとすれば、やはり全く未知の世界から農業の分野に入ろうとしている人たちに對しても、今私は地元の例を言いましたけれども、こういうことが本當に備わつていなければならないほど、ある面ではまた意欲の向上にさらにつながつていくだろうし、個人に對して國が直接というのはなかなかという今答弁であつたわけですが、もちろんそれは私否定するものではありません。しかし、やはり

国としてもその思いというものを大事にしていた
 だきたいし、また、地域においてそういったアイ
 デアを実施しているところがあるとすれば、国と

しても何かお手伝いできることがあるのかどうかということも前向きに、積極的に把握しながら対応していただきたい、この姿勢をぜひお願いしたいわけにあります。

もう少し土地のことをお聞きしたいのですけれども、土地を確保してその後の有効活用ということがそれ以上に大事だというふうに言いまして、この農用地区域内の効率的な利用を図っていくためには、いま一つ大事なことは、地域全体であるいはまた地域ぐるみでの話し合いによる土地利用調整活動というものが必要だと私は思います。もちろん今までもそういった趣旨の動きはあろうかと思いますが、今回の改正に伴っても、いまだ、こういった調整活動というものを意識してお互いに努力することが必要ではないかな、こう思っております。

もちろん、それには、関係機関としては農業関

係あるいは自治体あるいはまた農業委員会などなどありますし、また、ある面では農業の分野以外の分野の参加もお願いしながら、そういった地域ぐるみでの話し合いをしながらの調整活動というのが大事じゃないかな、こう思っております。

この点について、国としての考え方があればお

聞かせてください。

○渡辺(好)政府委員　今、先生から、地域ぐるみというお言葉がございました。これは釈迦に説法になりますけれども、日本の集落は古くから水と農地の合理的な利用について大変な調整を行ってきたという歴史がございます。それは今も変わらないのだろうと私は思います。

ただ、そういう集落の中の話し合いの中から、できるだけ経営感覚にすぐれた効率性かつ安定的な担い手に農地を集積させていくというのが大きなテーマになっております。土地利用調整の活動はこれまでも増して大変重要になってきております。

御紹介がありましたように農業委員会、例えば流動化推進員というふうな方が全国に八万人ほどいらつしやいますが、こういう方々による農地の

権利の移動のあつせんだとか掘り起こし活動。それから、農協も農作業の受委託という形で実業などもできますし、また、そのあつせんも行います。そして、農業公社、これは特に最近では市町村レベルでの農業公社の活動を活発にするようにお願いをしているわけでごいいますけれども、そういったところ、合理化法人を通じて合理化事業によって土地利用調整をしていくという方向が、三つ大きなテーマだろうと思います。

これらがそれぞればらばらに行われていたのではやはり効率が悪いわけでごいいますので、地域には構造政策推進会議といった話し合いの場もございいます。そこで、ことしこの地域では何を重点テーマにしてやっていくかということを示すためにいたしまして、とりわけ、できるだけ現場に近い市町村段階で流動化の目標をきちんと立て、そして、全国段階では、流動化のために、阻害されるようなものがあればこれは制度も改めていくというふうなことで、国、県、市町村そして集落、両々相まって調整活動が円滑に行われるように支援をしたいと考えております。

○木村(太)委員 次に、事務的な、あるいはまた作業的な手順というが、そういった視点からちょっとお聞きしたいと思ひます。

新農業基本法案でも、国は基本計画を策定して、それに基づいて農用地確保に関する国の基本指針を策定する、また、これを受けて都道府県あるいはまた市町村が農業振興地域整備計画なるものを策定することとなっております。先ほど、地域の自主性、創意工夫というお話をちよつとしましたが、逆に、地域の実情や将来の可能性あるいはまた希望などを最も身近に把握しているのが市町村であるだろうし、また県であると思ひます。だとすれば、市町村、県がつくる計画の集約、これが積み重なっていつて国の基本指針がおのずと策定されるべきではないかなというふうな、手順というかな事務的にもそういう考えの方がいいのではないかなというのを私は最初から思っていたのです。そして、それがいわゆる自給率の向上などの

確実性にも結びついていくのではないかなというふうに思ひます。

新農業基本法案のときにも私は実は質疑させてもらったのですが、今回のこの農振法の改正の議論の中でも、いま一度お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 考え方の角度の問題だろうと私は思ひます。

もちろん自治事務ということで市町村が主体になつて農用地区域を設定し、その中のどれだけの農用地を確保していくかということをお決めになるわけでごいいます。ただ、その場合に、何らの指針もないまま線を引きわけにもまいりませんし、農用地の数量を出すわけにもいきません。そういう点で、国が、全体として一体いかなる農地の総量が必要であり、そしてその中でいかなる優良農地の量が必要かということをはかり示す、つまり、よりどころを示す必要があるかと思ひます。

今回のこの農振法の改正というのは、一番大きな改正点は、国が農用地の確保に関する指針、つまり、よりどころを定めようということでごいいます。そして、作業はあくまでも市町村がその地域の自然的、社会的、経済的条件に応じてやっていくわけでごいいます。もちろん、そうした形で積み上げられた数字が国がお示ししたよりどころとしての指針と大きく離れるというふうなことであれば、もう一度またデイスカッションをしなければならぬかと思ひますけれども、上から下へということではなくて、我々は、あくまでも指針としてよりどころを示したいということでごいいます。

○木村(太)委員 わかりました。ただ、上から下へという印象を結構持っている人が多い感を、私、地元なんかへ帰ると意見として出てくるものから、今答弁があつたとおりに、決してそうでなく、よりどころという思いなんだということを実際に姿としてあらわしていただきたい、こう思ひます。

もう一つ事務的なことでちよつとお伺ひします。

先ほど答弁にもありましたが、市町村は、おおむね五年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査を実施して、それに基づいて計画の見直しを行うというふうにしておりますけれども、農用地区域はおおむね十年以上わたる農業上の利用を確保すべき土地としております。改正で、おおむね五年ごとに見直しをするとした意義は何なのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

また、市町村あるいは各地域での見直しの度合い、あるいはまた全国的な範囲もあらうと思ひますけれども、場合によっては国の基本指針も柔軟に見直しされることもあり得るというふうな考えでいいのかどうか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 法律案におきまして、市町村はおおむね五年ごとに農振計画を見直すというふうにしてあります。これは、率直に申しまして、技術論からくるというふうにお受け取りいただいてよろしいと思ひます。

制度が円滑かつ有効に動くためには不断の見直しをしなければいけないわけでごいいますけれども、この農用地あるいは農業就業人口、農業生産の動向等の調査に当たりましてはやはりデータをとり、必要がございいますけれども、我が国の社会経済情勢の変化の状況とか他の各種調査、例えば国勢調査、農業センサス、都市計画法の基礎調査、こういったものはおおむね五年ごとに行われておりますので、そういったもののデータを活用するという点で、この農振の計画につきましてもおおむね五年ごとに見直すが適当である、データのとれる期間を勘案しての期間ということでごいいます。

なお、国の指針の改定についてもお尋ねがございしましたけれども、社会経済情勢が大きく変化をすることもございいます。そういう状況の中で、国の指針についても適当な間隔を置いて見直しを行い、必要であれば改定をするということも考えら

れるところでごいいます。

○木村(太)委員 もう一つ、事務的というか作業的なことでお伺ひしますけれども、五年ごとに見直しするとすれば、市町村レベルなんかでは特に財政的な負担も伴うことがあるのではないかな、こう私は考えます。そして、それは決して市町村、地方自治体にとっては小さなことではないというふうな思ひわけでありますが、食料供給県あるいはまた市町村というものが案としては全国の中にあつても、あらうかと思ひますので、何らかのそういった不安というものが市町村にあるとすれば、支援策みたいなものも市町村サイド、地方自治体から出てくる可能性もあらうかと思ひます。いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 農業振興地域整備計画の見直しに係る経費に対する支援ということだろうと思ひますけれども、実際に私もがサンプル調査をいたしましたけれども、これまでの例で、基礎調査、検討、計画作成費などを含めまして、やはり数百億円のオーダーの費用が必要でございいます。

現在、私も、こういった調査を定期的に行う場合、やはり地方交付税において措置をする、単位費用の中に農業行政費というのがございいますけれども、その中の農業振興計画基礎調査等という形で織り込んであります。今後の見直しにつきましても、引き続き地方交付税による措置というところについて自治省と話し合いをしたいと思ひます。

○木村(太)委員 今聞いてちよつとびっくりしたのですが、数百億円くらいという大分大きな……。○渡辺(好)政府委員 済みません。単位を間違えました。数百億円の間違いでございいます。申しわけありませんでした。

○木村(太)委員 びっくりしました。数百億円という数字を聞きまして今びっくりしたのですけれども、数百億円ということでありまして、

でも、くだいようであります。これも自治体にとつては決して小さな額だとは私は思ひます。ですから、今御答弁があつたとおりに、自

治省さんサイドともぜひ連絡を密にして、できる限り、せつかくいいことをやろうとするわけですから、そのやることに對しておつくうにならないようなシステムとか支援策というのもの、一方ではきちっと準備しておくこともぜひお願いしたいと思ひます。

次にお伺ひしますが、地域段階の土地利用計画を策定する場合、非農業的土地利用に對した各種土地利用計画制度との適切な調整が必要であると思ひます。よつて、ほかの関係制度の見直しに当たつても、今回の改正の趣旨が十分反映されるのが當然に求められてくると思ひますが、こういったことに關してどのように考へておられるでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 御指摘がございましたように、優良農地を確保するということが今回の制度改正の眼目でございます。この趣旨が国の中はもとより各地方公共団体の中でもきちんと浸透するように、お願いもし調整もしたいと思つております。

現実には、地元で一番調整上問題になりますのは、やはりオーバラップをしております都市計画が一番大きいわけでございますし、それ以外にも各種振興計画がございます。都市計画の市街化区域や用途区域の設定につきましては、都道府県や市町村の農林部局と都市部局、あるいは自然公園を担當しております部局との協議を通じまして、農業の利用と農業以外の土地利用について、私もからいえば、農林漁業の健全な発展が図られるように調和をするということで調整していきたいと思つております。

国レベルでも、今回私もがねらつております優良農地の確保、農業の健全な発展という観点で、建設省その他と十分な調整をしたいと考へております。

○木村(太)委員 ぜひ建設省を初め他の省庁とも連絡を密にして取り組んでいただきたい、こう思ひます。

私、感じるのですけれども、新農業基本法案と

いう大転換とか大きな試みをしようとしてゐるわけですが、その中でも土地のことを意識しておりますし、農振法においても、土地を確保するというところで今議論してゐるわけでありまして、むしろ、随時それは建設省を初め政府内でもいろいろ調整してゐると思ひますけれども、新農業基本法という大きな試みに向かおうとしてゐる中、そしてまた、我が国の今後の農業のあり方、そのための農業用地、農地がどのぐらい必要とかいふことを今作業してゐる段階で、ある面では、じっくり話ができる、また他省庁にも協力をいただいてその目的の達成に向かへるよう、もちろん今までもやつてゐると思ふのですけれども、本

当に形が見える協議の場を政府内にきちっと、新農業基本法が仮に通つた後設けて、日本の今後の農業のあり方について、農林水産省のリーダーシップで、政府全体で本當に土地に關してもこうやつてやつてゐるんだという姿があつてもいいやうな気がするわけですが。

今答弁があつたことを受けて、ちょっと飛躍的な私の思ひかも知れませんが、こういつた考へ方に対して思ひがあれば、お聞かせいただければと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 二つ申し上げたいと思ふのですが、どういつた場をつくれるかということになると思ひますけれども、一つは、新しい農業基本法案の中で、日本の農業、農村が持つてゐる多面的機能の發揮という点を非常に強調させていたできました。このたび建設省との間で、この多面的機能について、これがいかなる価値を持つものであるか、両省庁でじっくり研究しようじゃないかという合意が成りまして、両省庁それぞれ予算を持ち合ひまして、これはたしか三千萬ずつ、六千萬ぐらいの規模になると思ふのですが、両省庁間で多面的機能についての調査研究を進めようというこゝになつております。

それからもう一つは、このたびの中央省庁改革基本法の中で、インターエージェンシーの活用というふうなことも出てきております。農村地域の

振興というのが設置法と基本法案によりまして農林水産省の所掌事務というふうになされたもので、農村地域全体をどうするかということについて我々がやはりインシアチブを持たなければならぬと思つております。その際、インターエージェンシーというふうなものも活用しながら、各省庁との話し合ひの場を持つというののも一つの手法として考へられようかと思つております。

○木村(太)委員 わかりました。ぜひ、他省庁とも連絡を密にして努力をお願いしたいと思ひます。

いま一つ視点を變えてお聞きしますが、今回の改正によりまして、農業振興地域整備計画の計画事項の拡充を図るとしておりますし、具体的には、担い手の育成、確保のためにその施設の整備といふことも追加することにしてゐるようであります。

そこで伺ひしますけれども、いわゆる施設整備のマスタープランと位置づけるとすれば、例えば研修施設などのさまざまな施設設置の希望が農村地域から現在もあるだろうし、まだまだ続いていくと私は思ひます。よつて、各施設の整備のために、全国的な整備状況、あるいは条件とは言わないまでもある程度の目安となるものが必要でないかな、こう考へます。

例えば、こういう研修施設をつくる場合には、面積でいうところの農用地のところは一カ所ぐらい必要だとか、農家戸数に置きかえれば、このぐらいの農家があるところにこういつた施設が必要だとかという、ある程度の目安となるものが必要ではないかなというふうに考へますが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 大変重要な御指摘をいただきました。

今回の農振法の改正で、これまで主として農地というこゝに着目してきたわけでありまして、けれども、農業生産を持続させていく大きな四つの要素を農地と水と担い手と技術といふことで、担い手についてもやはりこれからは十分な配慮をしな

ければならないということにかんがみまして、今回、担い手確保対策の一環として、市町村の計画の中に技術の習得、情報提供等の施策の基盤となる、これは研修施設や情報通信施設になると思ひますが、そういった農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備を新たに計画事項として位置づけることとしたわけでございます。したが

いまして、市町村の整備計画の中でそういった事項に必ず言及をしてくださいといふのが私どもの要望であります。

ただ、こうした事項について一定の基準なり枠を示すということになりますと、きめ細かい形での担い手の育成、これは地域の置かれております自然的、社会的、経済的条件が相当違ひますので、具体的内容はむしろ地域の特性を生かした形でやつていくべきであり、言葉を選ばずに申し上げますと画一はなるべく避けた方がいいのではないかと、むしろ主体性を地域に持たせた方がいいのではないかなというふうに考へておりますが、私どものこうした法律上の規定ぶりになつたわけでございます。

○木村(太)委員 今の答弁も私はもちろん理解させていただけます。先ほどもあつたように、できる限り、地域の実情、また特性を伸ばしていこうというこゝもやはり大事だと思ひます。

ただ、實際、国を初めいろいろな方々の協力、支援によつて担い手確保のための施設が隣の村に、町にできた。我が町にもぜひ欲しいなという意見が當然現実には出てくると思ふのです。今でもそういう動きがあるわけですので、そのときに、では、おたくの地域はだめです、おたくの町にはつくりましょうというやうな現実の姿が出てきたときにそれを十二分に説明できるやうな、ある程度さういつたこゝも必要でないかなというこゝをちよつと心配というか懸念してこういつた質問をしたわけでありまして。しかし、今の御答弁では、地域の個性、特性というものを生かすといふことを意識して施設の整備にも向かつていくといふことであるので、ぜひお願いしたいと思ひ

ます。

その答弁を受けて、今の答弁をもう少し幅広く考えた場合に、この農振法の改正に伴っての担い手確保のための施設の整備というこれからの動きは、新農業基本法案のキーワードの一つである農村の整備というものにも当然つながっていくものと思いますが、この点どのように意識されているでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 その点は全くそのとおりでございます。基本法案の第五条におきまして、「農村については」という書き出しから、農業の生産条件の整備と生活環境の整備その他福祉の向上により、その振興が図られなければならないというふうになっております。

今回の計画事項の拡充というのは、そういう点で各種施設を担い手のためにつくるというふうな観点もあるわけでございますので、農村振興の点で重要な施設が含まれております。農村の整備に大きく資するものだというふうに考えております。

○木村(太)委員 いま一つお聞きしますが、先ほども地域ぐるみのことでもちょっとお尋ねしましたけれども、農振計画制度が適切に運用されていくためには、先ほども議論したとおり、地域ぐるみでの土地利用計画の実現がやはり大事だと思います。

その際、農業者と行政の橋渡し役である、そしてまた地域の実態を最も知っている立場にあるのが農業委員、つまり組織としては農業委員会、また国全体の組織でいうと農業会議所ということになるかと私は思います。

そこで、今後この農業委員の役割というのがますます大きくなっていく、この農業委員会の活動をいっよ強化していくかバックアップしていくかが大事ではないかと私なりに感じておりますけれども、国としてはどのように考えておられるでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 農業委員会の役割につきましては、今先生がおっしゃったとおりでございます。

す。従来から、農業振興地域制度の中で、市町村

は計画を策定する、あるいは変更するに際しては農業委員会に意見を聞くことというふうになされているところでございます。とりわけ、今回は、こうした市町村の事務がこれまでの事務から一変いたしまして自治事務という形になります。地元での、みずからの計画づくりということに重点が移ってまいりますので、その点で、地元と精進し、農地の利用関係についての調整、あつせんを行ったり、農業や農村に関する振興計画を立てるといふふうな事務を行っております農業委員会の役割は非常に重要でございます。

私もまたいたしましては、地域の実情に即して各種の農業振興策を一層適切に推進することを強く期待いたしておりますし、現場レベル、都道府県レベル、国レベル、それぞれのレベルにおきまして緊密な連絡をとらせていただきたいと思います。お聞きします。

○木村(太)委員 ありがとうございます。きょうは一時間の時間をいただきましたので、今、法案の農振法改正についていろいろお尋ねしてきましたけれども、お許しいただいて、実は最近一つまた大きな動きがありましたので、ぜひこの機会にお尋ねしたいと思っております。

何かというと、今まで何回も私取り上げてきました、外国産リンゴ輸入解禁の問題と新たな植物検疫方法、それがまたいっよゆる果樹の振興策ということになると思っておりますが、去る十五日、十六日に農林水産省の分庁舎でアメリカ産リンゴ五品種に関する輸入解禁についての公聴会が行われたという一つの大きな動きがありましたので、ちょっとお尋ねさせていただきます。

まず、公聴会という位置づけをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

我々、この間の新基本法案についても、委員長初め、二班に分かれて地方公聴会というものに出席させていただいて地域の声を聞かせていただいたわけでありまして、実は公聴会での、出席した人たち、あるいはまたそれら農家というか

生産者サイドの人たちからの声として、公聴会とは何なのか、単なる形式というか手続上の消化にすぎないのではないかとというような不満が大変大きくなっているというふうな私肌で感じております。

私なりに感じるのは、公聴会というのは、あくまでも公聴会での意見を踏まえて農林水産省として検査上の問題点を点検して、問題なしと判断した場合に、植物防疫法施行規則というものを改正して、輸入解禁というふうに向かうのだと思っております。問題なしと判断した場合ですね。しかし、実際公聴会での意見というのは、九割方、反対している声が多いというふうにも聞いております。

よって、先ほど言ったように公聴会とは何なのかというふうな生産者サイドからおっしゃる方がいるわけですので、公聴会の位置づけをお聞かせください。

○樋口政府委員 お答え申し上げます。若干前提を御説明するのをお許しいただきたいと思っておりますが、農産物の貿易上の取り扱いとしまして、いわゆる自由化をされております場合には、基本的に、まず輸入は自由に行える、これは改めて先生にお話をするまでもないと思っております。

例えば、先生からしばしば御質問をちょうだいしていますけれども、リンゴにつきましては見ますと、生果は昭和四十六年に自由化をされております。原則として輸入そのものは自由なわけでございます。

その中で、植物防疫法という法律がございます。一定の病害虫が侵入するおそれがある、そういう植物防疫上の理由があれば、その限りで輸入を禁止できるとされているわけでございます。それも無条件で化学的な措置で侵入防止が確立できるといふことになりまして、輸入をとめることはできないわけでございます。このことは、我が国も加盟をいたしております国際植物防疫条約の規定にもはつきりと定められているということでございます。これはもう先生御承知のとおりでございます。

その場合に、病害虫の侵入を完全に防止できる

検査技術が確立されたかどうかということが議論になるわけでございます。私どもとしては、検査技術が確立されたということをおさまたげないで、確認いたしました場合には、植物防疫法上禁止されている輸入措置を解除することになるわけでございますが、その場合に、法律の第七条第四項の規定におきまして、あらかじめ公聴会を開くように、そこで利害関係人等々の皆さんからの意見を聞くようにという規定があるというところで、先生のお話をされた公聴会がこれに該当するわけでございます。

この場合の意見となりますと、先ほどお話しした明を申し上げましたが、もともと病害虫の侵入のおそれがあるという理由として輸入をとめているというところでございまして、専ら、検査上病害虫の侵入が防止できるかどうか、そういう検査技術上の観点からの御意見を拝聴するということを中心になろうかと思っております。

実際問題としてはいろいろ御意見があるわけでございますが、その中で、先ほど言いました、主としてこれが禁止しております理由以外の御意見を私どもとしてはいろいろな形でまとめまして、執務の参考にはさせていただきます。この理由でとめるということになりますと適当でないし、また別の問題を引き起こすことになろうかというふうなことを考えておるところでございます。

○木村(太)委員 私、そのことは国会に来る前から知っておりますので、全くそのとおりなんです。

私が聞いたのは、公聴会という場面をどう位置づけているのか、何のための、何をするための公聴会なのかということをお聞かせください。

○樋口政府委員 先ほどの説明が十分でなかったのかもしれないが、この公聴会におきまして、定められておりますのは、利害関係人あるいは学識経験者の意見を聞いて、最終的に判断をする場

合のよりどころになるといふことでございますので、こういう御意見を参考にしますが、先ほどと同じことでございまして、参考にさせていただく意見につきましては、この法律が禁止をしておりますもとの理由、そういうものと密接に関係をさせていただくことになろうかと思っております。

○木村(本)委員 判断をするための参考にする場、参考になる意見を聞く場ということでありますが、その意見を聞く場において、数からいくと、例えば、十人意見を言えばそのうちの九割がいわゆる反対している意見を言っているわけですね。しかし実際は、過去の例からいくとなかなか、公聴会に出席した人たちが理解しないままにということ、病虫害が絶対入ってこないんだ、わかりましたというふうに参加した人たちが理解したかという、決してそうでない状況だと思うのですね。そのこのギャップが、公聴会というのが単なる事務的な、形骸化したものではないかというような不満につながっているような感じがするわけです。もちろん、今の御答弁も否定するものではありません。

ません。しかし、意見を聞く場であつても、むしろ国として、こういうことですら絶対心配ありませんというようなことを十二分に理解をしてもらえる場でもあつてほしいなという個人的な思いを私は持つております。でないと、本当にそういうことがますますいわゆる農政不信というか、そういうことにつながつていくかなと懸念するわけであります。

もう少し具体的にお尋ねしていきます。十六日にはオーストラリアのタスマニア産ぶじが実際に販売されたというふうにニュースにも入っておりました。これに続いて、今お尋ねしたアメリカ産のリング五品種が解禁となれば、国内産のリングは大変厳しい販売競争にさらに向かうことになると思います。農林水産省としては、こういうった動きに対して、予測というか、具体的な予測調査みたいなものもやっているのかどうか。また、やっていないとすれば、必要ではないかというふうな

思うのですが、
いかがでしょうか。

○樋口政府委員 お話しのとおり、六月上旬にオーストラリアのタスマニア州産のふじりんごが輸入をされたわけでございまして、全体の輸入量は約百十トンでございました。

その評價につきまして若干御説明申し上げますと、向こうはちやうど裏側に当たりますので、収獲直後で新鮮であるということ、それから初めて輸入されるという話題性もございまして、おっしゃったようにニユース等には取り上げられたのでございますが、外観的には、玉が小さくて着色が悪いということもあつたりしまして、国産に比べて劣つておつたというのが大方の判断でございます。

販売価格は、国産の価格がキロ当たり六百円前後でございましたのに比べまして、五百円前後で販売をされておりましたが、国産の卸売価格の動きをその間見ていたわけでございますが、余り動きがございませんで、その限りにおきましては、国産リンゴに影響はなかったという判断をいたしております。

御質問のアメリカ産の五種類のリンゴの見通しでございます。我が国に実際のどのくらい輸入されるか、これはなかなか、前回の事例、細かいことを御説明申し上げませんが、一たん輸入されて、その後ゼロになったという経験もございますので、なかなか量あるいは影響を推しはかることは非常に難しいわけでございますが、一般論で申し上げますと、我が国のリンゴの品質は世界的に非常に高うございまして、米国産のリンゴは、小玉果が中心で、きずやつる割れが結構多いということでございます。これは私どもの方の職員がアメリカへ実際行きまして、いろいろな調査をしたり、検分をしてきているわけでございますが、アメリカで我が国のリンゴと競争するということになりますと、相当頑張つて品質管理をされたものが到着しないと勝負にならないのじゃないかという感じはいたします。

仮に、あえて価格を推計してみますと、現在のの

国産のふじの平均的な価格が、大体卸売段階でキロ当たり二百五十円から二百八十円程度というふうに計算をいたしておりますけれども、今私どもが承知している限りのアメリカ産の一番いい方のふじが到着をした場合の価格は、単純に積み上げてみますと、大体二百六十円前後かなという感じがいたしております。

それにしては、競争力としてはそれほどものではないのじやないかと思つておりますが、米國は前回の學習効果が恐らく相當あるとは思われますし、品質改善を行うことは、これは当然そういうふうに判断をしておくべきと思つておりますので、私ども、國產のリンゴについて、品質改善あるいはコスト削減、さらなる競争力の向上を図っていくためにいろいろ支援をしていかないといけないと思つております。

○木村(大)委員　私がお願したいのは、もちろんキロ当たり何円ぐらいになるだろうという予測だけでなく、もしそれが実際入ってきた場合に、市場に出回った場合に、市場動向としてどういうことが予想されるかとか、調査するのでしたらそのぐらいまで、予測として、あくまでも予測でありますけれども、そういった大変厳しい状況ゆえにこのぐらゐの努力をしていただきたいなという趣旨でありますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

時間がなくなりましたので、最後に、ちょっとお願いも兼ねてお伺いしますが、新しい検疫方法は今いろいろ検討しているようでありますので、ぜひ病害虫が入つてこないという新しい方法をつくり出していただきたいし、あるいはまた検疫体制そのものはむしろ強化すべきだと、例えば人間の数でいうと、検疫官を、今まで二人だったのを四人で見るとか、こういったことはさらに強化してもいいのではないかなというふうにお願いしたいと思ひます。

最後に、何でもこの委員会でお聞きました。前に、新基本法案のときに、大臣みずからもブーメラン効果ということに対して答弁いただいたこ

とがあつたんですけれども、**実際**、ふじという日本語の言葉、そして日本で生まれたリンゴがオーストラリア産、アメリカ産のふじというのが入つてくる、入つてこうとしている、こういうたぬしい状況を踏まえて、何度も聞きましたけれども、今のリンゴ矮化等のいわゆる園地の整備ということ、これは具体的には平成十二年が目標年次だったと思いますが、それ以降も農家の希望が続くとすれば延長するように今から検討していただきました。

いまつは、価格安定制度という、いわゆる所得補償制度と概念的には同じなわけですから、これについても、国にお願いしておりますが、今現在、皆さんの方は将来的な検討課題というふうな答弁であります。実際はもう現実に厳しいので、県とか農業者団体が市町村も参加してもらつてスタートしようとしておりますので、ぜひ具体的に検討を始めていただきたいということ、この二つだけ最後に聞いて、質問を終わります。

○樋口政府委員　再三の御質問に全く同じことで非常に恐縮でございますけれども、まず矮化栽培の方は、これは予算上の扱いはもう既に御承知のとおりでございます、まだ実施期間が残っておりますので、その後の扱いにつきましては、これまでのいろいろな実施状況、それからこれからの諸般の動向を見きわめながら、これは検討させていただきたいと思います。

それから、価格補てんの新たな御提言につきましては、たくさんハードルがあるということではありますが、先生御承知でございますので、それらを含めて将来の検討課題にさせていただきますと思っています。りますので、御容赦をお願いしたいと思います。

○木村(本委員) ありがとうございます。

○穂積委員長　次に、中林よし子君。

○中林委員　まず、質問に入る前に、今回の大雨によって大変な被害が出てまいりました。被害をを受けた方々に心からお見舞いを申し上げ、そしてお亡くなりになった方もたくさんありますので、まず御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、法案の審議に入りたいと思いますが、新しい農業基本法案の審議の中で、自給率向上のために農地を確保するということが非常に大切だという問題点が浮き彫りになったと思います。

今回、農振法の改正案なんですけれども、農振地域の中で、農用地が指定されているわけですが、この農用地区域というのは優良農地として転用も制限されるべき農地だ、こういうことだと思いませんか。その農用地区域内の農地の面積、これが一体今日までどういう推移をたどったのかということとをまず最初にお伺いしたいんですが、年次ごとにとってもなかなか大変です。一九八五年以降どういうぐあいに推移しているのか、まずお答えいただきたいと思えます。

○渡辺(好)政府委員 農用地区域内の農地面積であります。

四十四年に法が施行されて、現在、全国三千市町村でおおむね農業振興地域整備計画が策定をされたという五十万の数字から申し上げますと、昭和五十年四百二十一万ヘクタール、続々と計画が策定をされて線引きがされてきましたので、六十三年には四百五十四万ヘクタール、その後減少に転じまして、現在、平成十年三月末の面積で四百三十五万ヘクタールという状況でございます。

○中林委員 確かに農用地区域の指定がされて一度はふえてきましたけれども、私、農水省側から資料をいただきました、一九八五年から九七年までの十二年間、約十四万ヘクタール、農用地区域内の農地が減っている。だから、本来は転用も制限されて守られるべき優良農地とされているにもかかわらず、実際に、この間に青森県の農用地区域の全農地が減った勘定になるわけですね。これ自体、私は極めて大変な問題を含んでいるというふうに思いますが、守られるべき優良農地、規制の網もかかっているにもかかわらず、こんなに減った原因をどのようにお考えでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 農地全体、昭和六十三年の五百三十二万ヘクタールから、平成十年には四百九十一万ヘクタールということになっているわけでございます。五十二万ヘクタールの壊滅ということになります。

二つ、大きな原因がございます。一つは、都市的用途への転用、宅地などでございますけれども、これが約半分の二十五万ヘクタール、それから耕作放棄地等の増大による減少が二十四万ヘクタール、言ってみると、転用需要の高まりや近年における耕作放棄地の増加等が原因と考えております。

ただ、その中で、農用地区域内農地の減少の割合と全体の農地面積の減少の割合を比較いたしますと、ピーク時と比べて、六十三年と平成十年を比較して、農用地区域内の農地の面積の減少率は九六％というところでございますので、全体農地が九二％に減っておりますから、優良農地の確保という点では、かなり各市町村とも頑張つて確保をしてきたというふうに私は考えております。

○中林委員 本来、規制の網がかかって、守られるべき優良農地とされている農用地区域内の農地、これがほかのところ、全体の農地の減少率よりもその進みぐあいが緩やかだということではないかとされるのはいかがなものかというふうに思ふんですね。それならば、その転用規制の網をかけている意味がないわけですから、ちゃんとそういう転用も制限され、守られるべきものとして当然それは本来ならば確保されていなければならなかったはずだというふうに思ふんですね。にもかかわらず、やはり随分減つてきたというところには私は問題があるんじゃないかと思ふんです。

農地法で農地の転用というのはこれまで随分厳しく制限をされていたわけですね。ところが、日本じゅうに開発の波が押し寄せて、開発の要請にこたえるために実は次々と転用できる仕組みが出てきたというふうに思ふんです。その中で、農用地区域の除外基準も、農水省は通達でこれが除外で

きるんだということをずっとやってまいりました。

実はここに農地転用の改善措置の経緯というものがあつたわけなんですけれども、これを見ますと、昭和四十四年、市街化区域内農地の転用は届け出とすることになった。昭和四十七年、農村地域工業等導入促進法に基づく用地は原則転用許可。それから、昭和五十八年、テクノポリス法に基づく用地は原則転用許可。昭和六十二年、リゾト法に基づく用地は原則転用許可。平成元年、国道、県道に接した流通業務施設や沿道サービス施設、倉庫、ガソリンスタンド、ドライブイン等を建設する場合は、優良農地でも転用許可可能。インターチェンジ周辺の農地は原則転用可能。それから、多極分散法及び頭脳立地法に基づく用地は原則転用許可。それから、平成二年、市町村が農村活性化土地利用構想を策定しその計画に従つて住宅、工場等を建設する場合は、優良農地でも転用許可可能。平成五年、地方拠点都市整備法に基づく用地は原則転用許可。平成六年、市町村が農業集落地域土地利用構想を策定しその計画に従つて農家住宅等に転用する場合は、優良農地でも転用許可可能というふうに、これまで転用が許可されていく過程が年次的にここに明記をされております。

これは、構造改善局が平成九年十一月に「農村における土地利用制度」ということで、第三回農地に関するプロジェクトチーム資料というところで出されている冊子なわけなんですけれども、これは一体何のためにつくられたのか、それからだれに向けて出されたのか、お答えいただきたいと思ふんです。

○渡辺(好)政府委員 昨年の国会におきまして、農地法の改正をお願いし、改正をさせていただきまして、この国会で農振法の改正もお願いをしております。こういう過程の中で、地方分権あるいはある種の手続その他の公正、厳正な運用、そして透明性というふうなことをやっていく必要があると私も感じておりました。

したがって、農地と農振制度、線引きの制度、ゾーニングの法律につきまして、今現に運用がどうなっているかということも、やはり全体すべて、過去の点検をし、総括をして、今回お出ししておりますように、この線引き、除外の事由を法定化するということなところ結びつけたと考えておまして、中での勉強のために整理をしたものでございます。

る御説明がございましたプロセスは、おおむねそのようなことだろうと思っております。

○中林委員 だれに向けて出された資料なんですか。

○穂積委員長 渡辺局長、何の目的にその資料をつくったかという質問だから、それに答えてください。

○渡辺(好)政府委員 重ねて申し上げますけれども、不承にやばり、今農政改革をやっているわけでございますので、あるいはまた地方分権もやっておりますので、その中で、一体農地というもののあり方は農用地区域というものをどういうふうに位置づけ、どういうふうに変更していくべきかというところについて、私どもは、私どもの中でもどうありまして、与党であります党との勉強の中でもそういった資料を皆さんにお勉強していただくべく準備をした次第でございます。

○中林委員 勉強していくためということだったのですけれども、この背景は、実は第四次緊急国民経済対策に向けて、開発のために農地法を改正して農地を放出せよということ、私は、現行の通達でもこれだけ転用ができるということで、構造改善局としてまとめられたものではないかというふうに思ふんですね。これ以降、第四次緊急国民経済対策というものが自民党自身でまとめられている中に、実は農地法や農振法の運用をちゃんとやれというふうなことがまとめられているのです。だから、そのために私は出されたと思うのですけれども、出どころだけは構造改善局ということとはつきりしているわけなので、ここに、そこで、お伺いするわけですが、ここに、

優良農地を確保しつつ、地域の活性化を図るために必要な需要に対し、計画的に土地利用の転換を行うことを基本とすることが重要であると明記されているわけですね。だから、農水省としては、今までずっといろいろ転用などの経緯もあるわけだけれども、優良農地を確保するためにこれは明記をされたものではないかというふうに解釈するわけですけれども、それはいかがですか。

○渡辺(好)政府委員 重ねて申し上げます。

優良農地を確保するというのは、私どもは、もうこれは大前提でございます。

ただ、我が国の土地条件の制約というふうなことを考えますと、やはりある程度農業も振興しなければいけませんけれども、例えば農村地域の活性化というふうな観点から、非農業的利用に対しても一定程度の農地を出していかなければならぬ局面もあるわけでございます。

そういう中で、やはり私たちの考えは、計画なければ開発なし、きちんとした秩序を持って農用地を転用する、あるいは農用地区域の線引きをし直すという考えでございます。開発のための、つまり、こうすれば転用できるといふような事例を集めたわけではないわけでございます。一度、そういった線引きであるとか転用についての実情がどうなっているかしっかりと勉強して、昨年農地転用につきましても国会で可決をしていただきました。農地法を改正いたしました。

この国会には、そのゾーニングの問題についてこれからどうすべきかということ、御議論をお願いしております。

○中林委員 私は、今局長がおっしゃったことは、実は大変な問題を含んでいる。だから、優良農地を確保しつつというのだけれども、やはり開発の要求にはそれなりにこたえなければならぬ面もあるんだという話もされているわけですね、計画さえちゃんと立てればという話なんですけれども、これで本当に農地が守られ自給率が上がるのかという、いわば根幹の問題にかかわることだと思ひます。

このプロジェクトチームに出されている資料を見ますと、ずっとこれまで、農地を守ることから、そこを除外していく方向の歴史など、さまざまな問題が網羅されております。

優良農地を確保しつつということなんですけれども、農用地区域除外の要件、これは通達なんですけれども、そこを見ますと、道路、鉄道等公共性の強い事業の用地。それから二番に、地域整備六法、この六法とは農村工業等導入促進法、テクノ法、リゾート法、頭脳立地法、多極分散法、地方拠点都市法、これに基づく開発行為。それから三番目に、次の五要件を満たすものとして、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、それから二番目に、可能な限り農用地区域の利用上の支障が軽微であること、三番目に、除外後も農用地等の集団性が保たれること、それから四番目に、土地利用の混在が生じないこと、五番目に、土地基盤整備事業完了後八年を経過していること、こういうことになっているわけですね。これが規制をかけているということになっているわけですね。

さらに、これも事務次官通達で、土地基盤整備事業完了後八年を経過しなくても除外できる方策として、農村活性化土地利用構想ということで、集落周辺、インターチェンジ、国道道沿い、それから駅周辺などの住宅や店舗などをつくってもよい、こういうことですね。さらに、農業集落地域土地利用構想、これは集落を対象に土地利用区分の明確化を図り、一定の面積を非農地に誘導する。農家の分家、地域内の居住者のための店舗、加工施設などをつくってもよいこととする、これも認めております。こうやって、優良農地でも農用地区域から除外する。

この資料によりますと、優良農地においても立地可能な主な施設、そういう欄があつて、実はもうあらゆる施設ができるような状況になっております。それを見ますと、優良農地においても立地可能な主な施設として、土地収用事業該当施設として、私立学校、老人ホーム、地方公共団体が設置する公園など。それから、スプロールのな土地

利用にならないものとして、集落に接続する住宅、店舗、それからドライブイン、ガソリンスタンド、先ほど読み上げたものです。というふうなことで、ずらりとあらゆるものが立地可能な主な施設として載っております。

これでは、優良農地を確保するおっしゃりながら、実は農水省自身が計画的に優良農地を減らしてもよいんだ、こういう方向を示しているものではないのでしょうか、大臣。

○中川国務大臣 どうも先ほどからお話を聞いていますと、農林省が、一方で優良農地と言いつつ、農地以外のものにするために間口を広げているとおっしゃられているように聞こえるわけでありまして、あくまでも優良農地というものを確保しながら、しかし一方で、それをきちっと集約したり、あるいはまた整備をするという目的を達成しながら、他方では、やはり今先生が最後の方で述べられた事例の中にもありますように、公共施設、例えば病院でありますとか、学校でありますとか、道路でありますとかという公共性の高いものに限って、限っていいましようか絞って、全部とは申し上げませんけれども、そういう公共性といったような基準に照らして、十分にきつい基準の中でそういうものを例外的に認めていく。

さらには、これは農地としてやっていけない所有者の事情、例えば耕作放棄地なんというものが現に農用地の中にも存在するわけでございます。それ、それも事実として幾つかの面積はあるわけでありまして。

さらには、何でもかんでもつくっちゃうんじゃないかというお話であります。何でもかんでもではございません。基本法でも御議論いただきました。農業、農村の果たす多面的機能という観点からも、農村空間あるいは農村地域の一つの面的な整備といった面からも資するものにつきましまして、これは国家的な、国民的な利益ということであるわけでございます。極めて慎重にやっております。何が何でも公共性とのぶつかり合いの中

で排除するというものでないことは御理解をいただきたいと思います。

○中林委員 私、一番最初に、この十二年の間に大分青森県の農用地区域内の農地が減った計算になるという話をしました。その原因もただしでしたが、実は、この間の通達の状況を見れば、当然こういうもの、これに基づいて、例えば国道や県道沿いにドライブインができた、ガソリンスタンドができた、あるいは工場団地ができた、店舗ができた、スーパーができた、これは優良農地においても立地可能な施設として通達で認められているものなんです。

だから、私は、この間いろいろ通達が出されておりますけれども、これが優良農地を減らしている原因だということはもう明らかではないかというふうに思います。大臣、重ねて聞きますけれども、その点はいかがでしょう。

○渡辺(好)政府委員 先ほど来申し上げておりますけれども、農用地のゾーニングの中に入れるか除外するかということは、やはりきちんと計画を持って実行しているわけでございます。計画なければ開発なしという話をいたしました。

それから、先ほど来先生が事例として挙げておられる市町村活性化構想にいたしまして、集落の構想にいたしまして、これは言うなれば当該地域の農業、農村の振興のために一定の非農用地を生み出していくということでございますので、人がいなければ農村地域というものの繁栄はないわけでありまして、担い手がいて、そしてそれを取り囲む人たちがいて初めて農業自身も活性化をするものでございます。

それから、実態的に申し上げまして、現行の農用地の面積が四百九十一万ヘクタール、その中で四百三十五万ヘクタール、九割をこの農振制度の農用地区域の中に囲い込むことによりて優良農用地が確保されているというの、厳然たる事実ではないかというふうに私たちは受けとめております。

○中林委員 私の立場は、農用地を本當にしっかりと

り守つていこうとすることをぜひ皆さんと御一緒に進めたいということなんです。しかし、今までしっかり規制の網がかかってきたものが、通達によつて、これもよろしい、これもよろしいといふことで優良農地が奪われている事例が余りにも多いといふことで申し上げているわけです。

具体的に申し上げます。

茨城県の藤代町というところへ行つてまいりました。ここは農用地区域内の農地の中はほとんど住宅が建つていて、ある住宅の話を聞けば、電車で一時間も離れた水戸市内の道路建設の代替地として農用地区域内に移転してきて建てたんだ、その町じゃなくて水戸市内だ、こういう話なんです。藤代町の役場の農地担当の方にもお会いしました。その方は、農地保全という点からは本当に困るとおっしゃつております。それから、農業委員の方も、そういうところは集落排水の整備も追いつかず、用水路に排水がそのまま入る、虫食いで農地が転用されていくといふことで大変困つておられました。

具体的に、そこからはなかなか見にくいかもしれませんが、藤代町の農用地の指定、後で大臣見ていただければいいと思いますけれども、緑のところですね、ちゃんと優良農地として守るべきところ。ところが、よく見ると、農地でなくなつていくところがばつりばつりとあるんですね。

だから、農水省としてこういう事態をどういふふうにお考えなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 原則と現実といふことでお答えをしようと思ふんですが、大原則は、やはり、例えばそういう除外もしくは転用された後の農地が集団性を持つてきちんと保たれているといふことであります。それは通達にもそう書いてあります。それから、土地利用の混在が生じないことといふのも通達の中に書いてあります。したがつて、その原則の中で行われるべきことが必要なことであるといふふうには考えております。

ただ、今先生がお示しになった案件が何を根拠にしてそういうふうになったのかについては、今直ちにお答えするだけのあれはございません。で、私はそこは十分に点検をしてみたいと思つております。

いずれにしても、原則を外れるようなやり方といふのは好ましいことではありません。多分きちんと原則に合致した上で行われているものと思つておりますけれども、そこは十分点検をさせていただきます。

○中林委員 今まで言いましたように、通達に沿つて、こうやれば除外はできるとか、それからこれなども、実は代替地として求めてきているわけですから、それは原則的には合つていて、でも、優良農地としてせっかく確保した、ところがそういう意味で除外されていくといふことが、私は今の農地をしっかりと守るといふことに合致しないのではないかと今思ふんです。今までは通達だったわけですから、今度の法改正で法定化してしまえば、農地を開発のためにほとんど転用する仕組みが未来永劫固定化するのではないか、こういう懸念を持つております。

優良農地は確保するといふんですけれども、事例を挙げたとおり、それすらも守られていない。現実にはそういうことが起きているわけです。それを今度は法律化していくことになる、大臣、自給率を上げるといふことを新しい農業基本法案の審議のときに何度も明言をされてまいりました。そのためには農地を確保するといふことが私は不可欠だといふふうに思ふわけです。通達を法令化するんじやなくて、むしろこれらの通達を廃止する方向で農用地区域の除外を厳しく規制をしてこそ、私は農地が守れるんじやないかと思ふのですけれども、そのお考えはありますか。

○中川(國務大臣) 機関委任事務を廃止することによつて、通達といふものも廃止をする。その分、法令、条文化するわけでありまして、その分、今回の法律で御審議をいただいております基本指針といふものは、全国的な優良農地の確保、そしてそれを前提として、人、技術等々の要素も加味して、できるだけ実現可能な自給率といふものを国民的な理解のもとで示していこう、そしてみんなで努力をしていこうといふことでございます。

これは一例でありますけれども、やはり国全体として基本的な大きな方針といふものを立てて、その上で、基本法の条文中に言いますならば、国と自治体とが相協力しながら、あるいはまたこの農振法の法律に基づきますならば、協議しながら、それぞれ個別の都道府県あるいは個別の市町村とやつていくことが、私はよりよい地方分権と国の食料、農業政策との整合性のある接点であらうといふふうに考えております。

○中林委員 私は、今まで、除外するためにいろいろな通達が出される、それから優良農地であっても転用ができるようなことがほとんど出されてくる、それを法制化するといふこと自体、本當に農業は守れない、農地は守れないといふふうに思ふわけです。

具体的に一つ、具体的にいましようか、法案に沿つてちょっとお聞きしたいわけですから、農振地域内の農用地以外の土地、いわゆる農振白地と言われているところなんですけれども、ここは農地法の規制だけではかかるといふけれども、基本的には余り規制の網はかかりません。こういうところは開発のあらしにさらされるのではないかと今思ふわけですから、この法案で確保すべき農地等と言われているわけですが、この白地は入るのでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 現実問題として、農振の農用地区域外のいわゆる白地地域の農地において一定の農業生産が行われており、かつ、それが日本の食料供給に一定の役割を果たしているといふのはおっしゃるとおりであります。

これらの農地につきましては、優良農地といふある種の範疇には該当しないわけでありまして、農用地区域と全く同じ程度での厳しい規制といたすにはなじみませんけれども、当然、農地で

あれば農地法の規制はかかりますし、それから食料供給のベースにはなるわけですから、必要なら農業生産活動の促進を図るといふ観点、あるいは望ましい農業構造を確立するといふ点から、今後ともいろいろな意味での農業政策、つまり農地流動化施策とか経営対策とか各種の生産対策、そういったものは着実に推進してまいりたいと思つておりますし、その対象となる農地であると考えております。

○中林委員 今回の法改正で農用地区域の指定基準が法制化されるということになると、政令で定める規模、現在、通達では十ないし二十ヘクタール、それがないと農用地に指定されないととなるわけです。すると、さつきも言いましたように、飛び地になつて小さい農地、あるいはこれまでの経緯でモザイクになつてしまつたような農地などは、白地になつていくわけですね。そういうところは農地法による転用手続だけでよくなつてしまふわけです。

日本の農業は農用地域だけでできるものでは決してなくて、先ほど局長も言われたように白地も含めて農業生産をしているので、私たちは、こういうところもしっかり守るべき農地として対策が必要だといふふうに思ひます。

農振地域に指定されて白地になつた場合には実は何のメリットもない、地域指定があるだけだといふことで、農家の方々は不満の声を上げておられるわけで、農振地域外の農地の転用とこの白地の転用は同じ基準になるわけですね。だから、農振地域内の、いわば農振白地、これはそれよりも厳しい規制をかけるべきではないかといふふうに思ふわけですから、それはいかがでしょう。

○渡辺(好)政府委員 農地法上の一筆ごとの審査といふ話と、農用地区域あるいは農振地域のゾーニングをしたときの系統の話が多少関連をするわけでございます。

農用地区域に指定をされますと転用は原則禁止、こういうことになります。それから農用地区

域の設定基準につきましては、今、先生からは、私が事例に出しました二十ヘクタール、集団的な農地と、それから土地改良事業等が進んだ農地ということとを説明させていただきましたけれども、それ以外に、これは市町村がみずからの構想で定めるわけでございますので、例えば果樹または野菜の生産団地の形成であるとか、それ以外にも、農業振興地域における地域の特性に応じた農業の振興を図るために土地の農業上の利用を確保することが必要だというふうに認められる地域につきましては、農用地区域のゾーニングができるように、そういうふうにしていただいております。

したがって、これは農業者もさることながら、市町村長がどういった農業上の利用を今後その地域の農地について行っていくかということにかかってくるのかなというふうに思っております。

○中林委員 農地を本当に守るという意味で、去年農地法の改正の話が出たわけですが、そのとき問題になった優良田園住宅促進法、この問題が、私は、農地を守る上でも非常に重要な今後の問題になるというふうに思うわけですね。日本共産党は、これが農地をつぶしていくものであると指摘をしております。

二ヘクタール以上の農地を転用する場合には農水大臣との協議が必要であるということで、昨年四月に我が党の藤田スミ議員がこの委員会でも取り上げました。そのとき農水省側は、計画段階で事前に十分調整をして優良農地を確保する、こういう答弁をされているわけですが、今、計画が実施されているところは新潟県の上越市だけだ、こういうふう聞いております。

その他は一体、現状はどうなっているのか。この上越市の状況を見ると五ヘクタールが対象のようなんですけれども、大臣は農地をしっかりと守るという立場から協議に応じられたのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 二点御指摘がございました。上越市の基本方針につきましては、既に今月、

第一号として策定、公表されているところでございます。これにつきましては十分なる協議が行われてきておりますし、今後ともそうした方向で臨むという姿勢に変化はございません。

それから、それ以外の都道府県、市町村等におきましても、優良田園住宅の建設の促進に向けて協議会をつくるなど、今、情報交換を頻繁にやるといったような形で自主的取り組みを始めているところでございます。私も実はこの協議会の発足のときに建設省と一緒に出ましたけれども、今の会員数が二百五十六人あろうかと思っております。今、情報交換の段階でございます。

○中林委員 昨年の審議の中でも藤田議員が明らかにされているわけですが、農振白地と農振外農地合わせて千二百八十八万ヘクタールが優良田園住宅開発可能地ということで、四百兆円プロジェクトの一つの資料として提出もされて、私は本当にびっくりしているわけです。だから、本当に農水大臣は優良農地の確保ということではしっかりとした態度で臨んでいただきたいということを重ねて要望しておきたいと思っております。

そこで、新しい農基法案との関連でお伺いするわけですが、農地を守るといって、食料・農業・農村基本問題調査会の中間取りまとめでは、「国民にとって最低限必要な栄養水準を検証し、これに必要な農地総量を明確化すべきである。」こうなっているわけですが、最終答申では、「安定的な食料供給力を確保するため、我が国全体として必要な農地が確保されるよう、農地確保の方針を明示する」こうなると、農水省が決定した農政改革大綱、これによると、優良農地の確保に関する国の方針の明確化というぐあいに変わりました。

中間取りまとめの必要な農地総量の明確化というのはなぜ落ちていったのか、実際に国民に必要な栄養水準を満たす農地総量という計算はされているのか、この点について、されているのであればどういう計算をされているのか、ぜひ具体的に報告をしていただきたいと思います。

○高木政府委員 新しい基本法案に基づきます基本計画の中身といたしまして、現在、準備作業といたしまして、食料自給率の目標の策定に必要な主要作物別の生産努力目標について詰めております。その生産努力目標を達成する上で必要な作付面積、それと耕地利用率を勘案した農地面積というものがあわせて準備作業を進めております。その食料自給率の目標というものができますれば、当然それが平時におきます食料供給の目標、こういうことになるわけでございますし、それがさらに進んでいけば、不測の事態におきます食料供給能力の向上ということにもつながるわけでございます。

そういう意味で、平時におきます食料の供給のあり方、不測の事態における食料供給のあり方、それと連動した形で食料供給のあり方という一環として、作物別の生産努力目標並びに作付面積、そしてさらに耕地利用率を勘案した農地面積ということを含めて検討しております。

○中林委員 新農基法案の審議のとき、大臣は繰り返し繰り返し自給率向上ということをおっしゃったわけですね。そうすると、農地と自給率の問題というのは私は不可分だというふうに思います。

実際、農水省の新農基法の審議に当たった際の資料を見ると、二〇一〇年、農地がどうなった場合はどのぐらいなカロリーが保てるかということとを計算したシミュレーションはちゃんと資料としてあるわけですね。百万ヘクタール減った場合は一体どうなるのかということまで計算してあります。ふえた場合というのが全くありません。

だから、私は、この改正案の審議ではありますけれども、これまでも、優良農地を守る、こう口で幾ら言っても、通達で次から次へとその規制を外していききました。これでは、本当に自給率が上がるのか、農地を確保していくことができるのか。大臣、もう時間が参りましたので終わりますけれども、最後にお願いします。この改正案で、本当に農地を増大させ、優良農地を守り、維持する

ことができるのか、これ以上壊滅を食い止めるその担保は一体どこにあるのか、お答えいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 この法案の改正によりまして、優良農地を確保し、そしてまた維持、保全をしていくことによって、まず作物をつくるベースを一層充実させていく、それと同時に、自給率に最終的にはいくわけでございますけれども、今官房長が答えたような、品目ごとの実現可能な、できればできるだけ高い実現可能な自給率というものを設定し、実現をしていきたい。

そのためには、例えば耕作放棄地から農地への回復でありますとか耕地利用率の問題でありますとか、あるいは消費者側の皆さんにもお願いをして、食べ残しの問題であるとか、日本型食生活の問題とか、また、おしかりをいただくかもしれないけれども、国民全体でこの平時、不測時における安定的な食料確保のために努力をしていく、最終的には政府がその責務を負うという前提で、国民的な、それぞれの皆さんの御努力として自給率を設定する、その前提としての優良農地の確保ということでございます。

○中林委員 終わりますが、国民に必要な農地の総量も示せないで、今の御答弁だけではとても農地が確保、維持できるといふふうには考えられないことを申し上げて、私の質問を終わります。

○穂積委員長 次に、北沢清功君。

○北沢委員 社民党の北沢でございます。午前中の本議委員の質問と若干ダブルする面もございしますが、御質問をさせていただきます。

今回の新たな農業基本法においては、衆議院を通過して、今参議院に行っているわけですが、新しい基本法の審議を通じて、政府もそうですが、各党ともに共通して強調された点は、まず第一に食料の自給率の向上でありました。残念ながら、何をどれだけいってしまっているか、つまり具体的な自給率の目標については政府から示されておりましたが、自給率を高める上で何よりも重要なことは、優良農地を確保すること

でございます。

かつては六百万ヘクタールあった農地も、今は四百九十一万ヘクタールに減少してしまっています。政府は、昭和四十四年に農振法を制定以来、五十年、五十九年と改正をしておりますが、農地の減少に歯止めがからなかった。その点について、農水省の、原因はどこにあるかという点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 農地の総面積、今御指摘がありましたように、昭和三十六年の六百九万ヘクタールをピークといたしまして減少に転じ、平成十年には四百九十一万ヘクタールとなっております。これは、高度経済成長下における宅地等への農地転用や、近年における耕作放棄地の増加等が原因と考えております。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、六十三年から平成十年にかけては、農地の壊滅が五十二万ございまして、そのうち都市的用途への転用が二十五万、耕作放棄地等の増大による減少が二十四万ヘクタールという状況にございます。

○北沢委員 農水省は、いわゆる原因については、高度経済成長政策による農業の後退、それから無秩序な都市の拡大などを理由としておりますが、現行の農業基本法のもとで、高度成長政策によりまして農村から人と土地が奪われたわけでありまして、今またこの数年、耕作放棄地の増加によって、中山間地を中心に集落の維持すら困難な状況を迎えようとしておられるわけです。

私は、特に、長野県の山村地帯にいますから、非常に農地の荒廃、放棄ということが進んできておりまして、水田においてはアシや木が生い茂りまして、恐らく、水田の床を復元しようとも、なかなか困難ではないか。そうなってくると、永久的に耕地が荒廃をするという結果になり、また、その草の種等に応じて周辺の実際に農業をやっている方も大変な迷惑を受けて、大変な状況でございます。

今回の基本問題調査会の答申資料においては、平成二十二年で耕作放棄地が三十三万ヘクタール

ル、転用面積が二十九万ヘクタール、農用地が四百四十二万ヘクタールと推計をしております。さらに、耕作放棄地が七十九万ヘクタールというようになれば、農用地は三百九十六万ヘクタールに減少することも指摘をされております。こんなことで果たして食料自給率の向上ができるのか。政府、農林省の、食料自給率向上のために何としても五百万ヘクタールの優良農地は確保するのだという決意がなければ、幾ら法律をつくっても農地は確保できないではないか、そういうふうにかえませんが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 おっしゃいましたように、特に中山間地域を中心としたしまして耕作放棄が非常に大きな面積に上っていることは事実でございますし、私どもも、特に中山間地域においてこれ以上耕作放棄が生じないようにするということに全力を注がなければならないと思っております。

そういう意味で、今回、農政史上では初の試みでありますけれども、平成十二年度からの実施を目的に、中山間地域に對しまして直接支払いという制度を導入したいと考えているところでございます。

なお、基本問題調査会にある種の推計を二通り出しましたけれども、これは、現状のまま推移すればこういうことが起こりかねないということでございます。今また、個別の農産物をどれだけ、どういう状態をつくるかという積み上げをやっております。その中には、農地の総量の問題もございまして、農地の利用率の向上という点もございまして、

○北沢委員 今、やはり中山間地域における直接支払い制度、かつて私どもは、デカップリングという、日本型のものをぜひ早く実現してその地域の農業を守ってもらいたいという強い要請をしたことがございまして、私は、状況として、今平地と中山間地域との間のような傾向というのか、差異があるのか、どのような把握をしているのか、また、中山間地域については、直接支払い制度以外にどのような対策を考えておられるのか、改めてお尋ねをいたしたいと思います。

支払い制度、かつて私どもは、デカップリングという、日本型のものをぜひ早く実現してその地域の農業を守ってもらいたいという強い要請をしたことがございまして、私は、状況として、今平地と中山間地域との間のような傾向というのか、差異があるのか、どのような把握をしているのか、また、中山間地域については、直接支払い制度以外にどのような対策を考えておられるのか、改めてお尋ねをいたしたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 まず、中山間地域の農地の現状でありますけれども、これは、具体的に申しまして、耕作放棄率が都市的地域や平地農業地域に比べて相当割合が高いという特徴がございまして、また、中山間地域におきましては、特に高齢化の進展が平場あるいは都会よりも大きなテンポで進んでおりますので、高齢化と耕作放棄、これが言ってみればマイナスの循環ということでドミノ的に進むおそれがあるわけでございます。ここを何とかしてでも防止しなければならぬというのが私どもの考えでございます。

中山間地域、基本的に、コストが高い、生産条件が不利だという状況にございます。そして、その上に、この中山間地域というのには言ってみれば下流域に對してダムや防波堤といった公益的機能を果たしているわけでございますので、その地域において何とでも耕作放棄がこれ以上発生をしない、広がらないというふうな対策を打ちたいと考えております。耕作放棄地の受け手としての担い手の育成、あるいは農地流動化推進員に用集積をしていく、新規参入も図るというふうな対策を講じますとともに、先ほど申し上げました、生産条件の不利の格差を補正するという点で、直接支払いの政策を導入すべく検討しているところでございます。

○北沢委員 また、私は先ごろこんな意見を実は聞いたんです。私自身は非常に問題であるというふうに思いますが、特に新たな農業に入られる皆さんの負担を軽減するということから見て、また

は、その地域の農用地をより活性化するということは、今の農水省の方針は、自立農家の規模の拡大を図ることが一つの大きな柱でございまして、しかし、そういう中であつて、厳格な適用は、農家の必要条件というのは五十ヘクタールなんです。そのことが一つの新たな農業をする皆さんの負担といえますが、なかなかそういう土地を得にくいというふうな、そういう訴えも実はあるわけでありまして、こゝろ辺については、何かのまい方法というのか、原則は原則として、何らかの形で考えるべき道があるのかどうかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 恐縮でございますが、先生今、五十ヘクタールとおっしゃいましたか、農地取得……(北沢委員「五反」と呼ぶ)五反、五十アル。

それは、今おっしゃられたのは、取得後の農地の合計が五十アルを下回らないというふうな状況でなければ農地を取得することができないという農地移動の下限面積ということだろうと思っております。

この点につきましては、二つ申し上げたいのですが、一つには、都道府県知事がその地域の実情に即して下限面積をまた下げることもできるといいう仕組みがございまして、また、今回もしこの点が本当に障害になつていのであれば、農林水産大臣に協議をしなくても、都道府県知事が地域の実情に即して、農林水産大臣との協議なしにその下限面積を定めることができるというふうな方向がとれないかどうかを検討してみたいと思っております。

○北沢委員 農地をいかに有効に利用するかという点においては、やはり規模拡大を中心に、自立農家の創設に向けて努力をされているわけですが、逆な面でもそのことがより活性化できるというのを私にその方は訴えたというふうに思っていますので、これらの点については御検討をいただきたいと思います。

最後に、基本法の中で農業生産法人に株式会社の参入を認めるための検討を進めているようであり、その参入の条件、生産法人における役員、運営条件はどのように検討を進めておられるか。我が国の農業生産組織は、今まで、家族経営または集落営農とともに、これらを基礎とした農業生産法人を主体としてまいりました。その基礎となる農村地域社会と農業の果たす多面的な機能を維持するために、農地法の耕作者主義を厳守して、資本参加をした株式会社、企業の農地取得は認めるべきではないかというふうな思いに思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 今御指摘の点につきまして、既に基本問題調査会におきまして、土地利用型農業における株式会社形態の導入につきまして、まさにおっしゃいました耕作者主義という理念を外すことがないようという、言ってみればたががつかっておりまして、したがって、株式会社一般についてこれを認める考えはございません。

ただ、担い手の経営形態の選択肢を拡大するという点から、今おっしゃいましたような農業者の共同体である農業生産法人、この一形態としての株式会社に限って、言ってみればメリットを生かした形で措置をとるのではないかとということで検討に入っているわけでございます。

その際、今御指摘ございましたように、懸念をされる幾つかの事項、つまり、支配をされるおそれはないか、所有者が転々としないうか、さらには偽装参入が図られないかというふうな点につきまして、念を入れた検討を行っているところでございます。

その過程で、例えば構成員の要件としては、その議決権との関連で二五%を超えない、あるいは一社当たりの、一人当たりの所有の範囲を一〇%にとどめる、そういったことをやってはどうか。それから、株券につきましては譲渡の規制をかける、これがある場合に限って認めてはどうかというふうな議論が出ています。

いずれにいたしましても、近々成案を得まして、農地法の改正作業に取りかかりたいと考えております。

○北沢委員 ひとつ的確な基準を決めてこのことを図っていただきたいということを御要望申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○穂積委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○穂積委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党を代表して、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。

第一に、農用地区域の設定基準の法定化は、中小農地に対する選別的規定を固定化するもので、耕作放棄地が十六万ヘクタールにまで拡大し、農地の減少に歯どめがかからない中で今必要なことは、農地を規模によって繰引きし選別するのではなく、中小零細農地も含め、農地を農地として維持、保全するためのあらゆる手だてをとることです。しかし、現在、農用地区域の設定基準は、通達により、十ヘクタールから二十ヘクタール以上の規模の集約的農用地に限定されています。これでは、都市近郊や山間地の点在、零細農地は対象とはなりません。本法案は、この通達を固定化するものです。

第二に、農用地区域の除外基準を法定化するとしますが、それによって農用地区域の除外が厳格化されないことです。除外基準には、この間の規制緩和でリゾート法や農村活性化土地利用構想による例外的な取り扱いなど、多数の抜け穴措置がつけられてきました。その結果、宅地開発や大型商業施設等のために、農地転用がなし崩し的に進んでいます。除外基準の法定化は、農地転用を可能とするものであり、むしろ、本来転用を厳しく規制すべき農用地の壊廃促進につながるもの

となりかねません。

また、新たに国が農用地確保等の基本指針をつくらせていますが、本法案に農用地維持のための規制強化をする内容はなく、基本指針が農地壊廃の歯どめになる担保はありません。

我が国の農業を立て直し、食料供給力の維持、向上を図るためには、生産基盤としての農地を守る確固たる規制強化が不可欠であります。しかし、本法案はその緊急な課題に反するものであると言わざるを得ません。

以上、反対の理由を述べて、討論を終わります。(拍手)

○穂積委員長 これにて本案に対する討論は終局いたしました。

○穂積委員長 これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○穂積委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○穂積委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○穂積委員長 次回は、来る七月七日水曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会